

# 第2回動物園条例検討部会

## 会 議 録

日 時：2019年12月17日（火）午後2時開会  
場 所：札幌市円山動物園 動物園プラザ

## 1. 開 会

○事務局（神経営管理課長） 定刻となりましたので、ただいまから第2回動物園条例検討部会を開催いたします。

きょうの資料は、次第、出席者名簿、資料1から資料3、また、白いファイルです。

それでは、金子議長、議事の進行をお願いいたします。

## 2. 議 事

○金子議長 それでは、よろしくをお願いいたします。

きょうは5時までの予定です。最後のほうに議論の時間をかなり入れておりますけれども、白熱した議論になりますと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

一つ目は、第1回検討部会の意見集約結果と方向性についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 資料1の第1回検討部会意見集約結果と方向性をごらんください。

前回、さまざまなご意見をいただく中で、条例の必要性や用語の定義、どんな条例を目指すのかについて話されましたが、その観点から整理しております。

1ページには条例の必要性について、2ページには用語の定義として、動物と動物園・水族館について、3ページには動物福祉を、4ページには条例規定内容の方向性ということで、どのような条例を目指すのかをまとめております。

最初に、条例の必要性について、前回出た意見を再確認し、それを踏まえ、事務局ではどのように考えているかをお話しさせていただきまして、それについての意見交換をしていただいた上で、次の用語の定義の確認へと進めていただければと思います。

まず、条例の必要性についてです。

上の検討委員の主な意見というところには皆様からいただいた意見をまとめさせていただいておりますが、条例がないことによる問題や課題、条例を制定することによる意義や効果、この二つの項目に分けて整理させていただきました。

まず、国内法令では、動物園の定義や動物園がやるべきことなどの規定がない状況で、種の保存法や動物愛護法など、一部事業に係る法令においても生物多様性保全への取り組みや動物の飼育基準は努力規定になっている、それから、市長や市の部局から、例えば、類人猿のショーなどをやれと言われたとき、抵抗できる法的根拠が何もなく、そうしたことをさせない条例がなければ動物園を守ることができないというご意見がありました。

次に、条例を制定することの意義についてです。

生物多様性の保全は公益である、また、動物をきちんとケアすることがめぐりめぐって人間の生活を豊かにするという考え方を制度設計することで、住民に利益が還元できる、さらに、住民の代表機関である議会が制定することの重みが必要、市民が決めることが重要との意見がありました。

また、公共施設が適切に管理されていることを市民が監督できることも市民の利益になる、監視監督の権限を市民が握ることは、法律の規定がない中では、条例がなければできない、動物福祉の規定が入った条例となると、福祉を動物園で学べれば、市民は商業施設などでのペットの取り扱いがおかしいと思うようになるなど、波及的効果があるとのことご意見もありました。

そこで、まとめについてです。

まず、条例がないことによる問題、課題についてです。

国際社会では、生物多様性条約などに基づき制定された法令のもと、動物園は生物多様性の保全等の活動に取り組んではいますが、日本の現行法令では、動物園の定義や動物園がやるべきことなどの規定がなく、それぞれの動物園に任されている状況である。動物園のリーダーシップとなる世界動物園水族館協会では、生物多様性の保全と動物の飼育環境など、動物福祉の向上を両輪で進めていくべきだという方針を立てているため、生物多様性の保全と動物福祉の向上について、絶対的かつ国際レベルの取り組み方針を持たない動物園は今後ますます海外との連携が図りにくくなると考えられる。希少な野生動物を多く取り扱う動物園は、海外との連携がなくなると動物種を維持することが困難となるという点が挙げられます。

また、種の保存法では、動植物園等が生物多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、国や地方公共団体の施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならないと規定されており、動物園は希少動物の生物多様性の保全に寄与すべきとされています。

そして、動物愛護法では、動物の飼育基準等が定められておりますが、不確定概念や努力規定となっており、これらの規定だけでは動物園のやるべきことの根拠としては弱く、不足も多いということがあります。例えば、国際的には禁止となっている動物を使ったショーでさえ抑止することはできない、動物福祉の向上を図るための明確な基準がどこにもないという問題、課題があると考えます。

次に、条例を制定することによる意義、効果についてです。

条例によって生物多様性の保全や動物福祉の向上の取り組みが担保され、その取り組みを通じて学んだことを札幌市民が実践し、生物多様性の保全に寄与することで市民生活が豊かになる、市民の代表機関である議会が制定することは間接的に市民が決めるということでありまして、公共施設の適正管理を監視監督する権限を市民が持つことは条例でないとできない。動物福祉を動物園で学ぶことができれば、不適切な動物の飼育をする施設があった際、市民は動物の取り扱いがおかしいという判断をすることができるという波及効果があるとまとめました。

この方向性について皆様のご意見を伺えればと思います。

○金子議長 今、条例の必要性について説明されましたが、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

○遠井委員 今のご説明に基本的には賛成ですが、少し確認をさせていただきたいと思います。

理念なき制度は羅針盤のない航海のようなものだ、と日ごろから考えていますが、条例の基盤となる理念は非常に重要だと思います。それは制度設計全般にもかかわりますし、例えば、意見・発意表明権を入れるかどうかにもかかわってくるのではないかと思います。

前回の内容を踏まえて、動物福祉については、これまで十分に理解していなかったとわかり、非常に勉強させていただきましたが、私の勉強不足もあり、今回は、生物多様性保全と動物福祉がどう関連づけられるのか、という点については十分に理解していなかったと思いました。そもそも、環境省の動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会がなぜ、あのように失敗、といいますか、出発点と到着点とがどうしてあんなにかけ離れてしまったか、です。

当初は、動物福祉と生物多様性の保全は両輪であるという出発点から検討が行われたのに、結果的には、環境省自然環境局野生生物課の所管である種の保存法の改正にとどめてしまい、動物福祉に関しては、動愛法の改正で今後対処するというふうに、切り離してしまいました。認定動物園制度の法律事項として導入されたインセンティブも不十分であったので、結果的に、申請を行った園館はごく僅かで、制度としてはほとんど機能していないのが現状です。

しかし、生物多様性保全と動物福祉について、海外の動物園ではどう理解されているかという点、動物福祉の観点から言うと、極論としては、動物園は要らないという立場もあり得ますが、そうではなく、生物多様性の保全や、それを理解するための重要な場所であるということが動物園等の公的な機能として認められ、そのためには必要最小限度のプロトコルとして、動物福祉に配慮しなければいけない、ということが国際的なスタンダードになっているということですね。

そうすると、動物園の存在意義というか、究極的な目的は生物多様性の保全ということで、その中には、環境教育もあれば、生息域外保全、繁殖技術の発展、維持もあり、それが目的であって、動物福祉はそれを達成するための手段というか、プロトコルです。目的については、原則的な考え方であるのに対し、動物福祉は具体的な規制基準や具体的な水準がなければいけないということが、諸坂委員のご意見だったように思います。

そこで、認定動物園制度ができたことで、動物園は生物多様性の保全に貢献するものであるという法的位置づけは、不十分ながら、できました。それから、動物福祉と動物愛護は異なるということは、前回、皆様もご指摘をされていましたが、例えば、政省令や規制、告示までおいてみますと、動物福祉の五つの自由のうち四つは現行法でもカバーできているという指摘や、おおよその考え方としてはほぼ全てをカバーできている、という指摘もあります。

また、展示動物に関しては、告示でかなり詳細な規定があり、円山動物園が是正勧告を受けたということは、少なくとも規制水準として法的空白があるとも言い難いわけです。

そうすると、動物園における動物福祉に関する基準に関しては、現行法令の中に全くないというわけではなく、本来必要な事項について補足をする必要があります、あるいは、根本的な考え方にずれがあるという話ではないかと思いました。

ですから、条例の制定根拠、あるいは条例はなぜ必要か、という点については、動物園について生物多様性の保全と動物福祉は両輪である考え方が日本の現行法令では欠けているため、です。韓国では、不十分ながら、両者が統合されており、日本とは異なります。

そして、生物多様性保全という目的については、ソフトな形であっても規定されていますが、動物福祉の基準の具体性が乏しい、特に、動物園の飼養基準としては不十分である、また、それを監督する制度も不十分であるということがあり、そのため、今後、不十分な動物福祉基準のまま動物園を維持しようと思うと、国際的な譲渡ができなくなり、動物園の存続も危うくなるか

もしれない、ということではないか、と思いました。

○金子議長 今の遠井委員のご意見に対してのご質問やご意見でもよろしいかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

○福井委員 今、地球規模での、特に人類の健康に対しての脅威として、人と動物の共通感染症、薬物耐性菌の出現、あるいは化学物質や放射能汚染を含めた環境の問題が人類共通の大きな問題になりつつあるということが世界でも共通認識になってきています。これらの問題を解決するための概念の一つとして、“ワンヘルス”という言葉があります。

これは、人も動物も環境も、それぞれの健全性が一体であるということです。つまり、動物が健康で、環境が健全性を保っていないと人の健康は維持できない、逆に言うと、動物の健康と環境の健全性が維持できれば、人も健康で幸せに暮らし続けられるという概念です。

これがそのまま条例の根拠理由や生物多様性の保全につながっていると思いますので、世界基準の“ワンヘルス”という言葉を使うといいのかなと思います。

また、ペットショップでの動物の取り扱いがおかしいという話、あるいは、ショーに動物を使うことについてですが、これはアメリカのある州では禁止されていますし、韓国でも動物園法ができ、禁止されていますよね。日本では、今後、恐らく、猿回しなどの伝統の部分は残るかもしれませんが、動物園や水族館が動物を積極的にショーに用いたり、サーカスをやったり、あるいは、テレビコマーシャルやテレビ番組で動物を物のように扱って見せる、擬人化させるということについて意識した条例化を目指すべきだと思っております。

私は、人と動物の適正な関わりを保つ社会を目指す過程を“動物観の醸成”という言葉を使って表しているのですが、すべての動物に対してリスペクトする気持ちをどんどん成長させていく、醸成していくことをこの条例の理念として盛り込んではどうかと思います。そういう言葉や言い回しが適切かどうかは別として、概念としては使ってもいいのかなと思いました。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から文言について申し上げます。

動物を使ったショーでさえ抑止することができないというのは裏返しで、この条例ではそういうことを抑止するという文言が含まれるのだと思いますが、具体的にショーというのはどういうレベルのものを指しているのですか。というのは、動物園でもフクロウやタカへの餌やりをやっていますが、あれはショーとは言わないということですか。

○小菅委員 そういうことを含めてショーと言っている場合もあります。

これは前回にお話ししたのですが、教育的内容を入れている場合、アメリカではプログラムという言い方をしております。例えば、猛禽類を飛翔させながら、猛禽類にとって必要な環境というか、彼らが食べる餌がそこに十分にあるためにはどういう環境が必要なのかをしっかりとレクチャーし、猛禽類の持っているすばらしい能力を見せながらやるのはラプタープログラムと言っていましたね。でも、見方によってはそれもショーです。ですから、ショーという言葉を使うかわらないかはあるかと思えます。

例えば、水族館でのイルカのショーも、前回、伊勢副議長は、イルカの持っている身体的特徴などをしっかりと解説するためにやっているというようなことをおっしゃっていたと思うのです

ね。

そこで、否定すべきショーとはどういうものかです。例えば、擬人化したショーは絶対に否定しなければならないと思うのですが、そうしたものをやらせないと決めるのであれば、規制するショーとはこういうものだという規定しなければだめかもしれませんね。

○黒鳥委員 今、小菅委員が言われたように、特に、大型類人猿のショーは本当に擬人化しているものがあります。今でもアジアではそれがすごく目につきます。WAZAでは、何年か前の会議において、イルカの件のほか、大型類人猿の、これは名指しで出ていましたけれども、そうしたショーは絶対にやるべきではないと言われていました。ただ、そのときは、イルカのほうが目立ち、大型類人猿のほうは余り目立たなかったのですけれども、大きな問題になっていました。

私も飼育されている動物を見ていますが、本当につらそうにやっていますし、人と同じようなことをやらせても意味がないことだと思っています。

また、ゾウもそうで、「リングリング」サーカスでは、2年前、13頭もいたゾウのショーを一切やらなくなりました。昔、サーカスの人は、上野動物園に来ていて、すごく関係があったのですが、そういうものはよくないということで、なくなっています。

僕も何回か見せてもらったのですが、手かぎを使ってやるのですね。知らない人がいるかもしれませんが、直接飼育の場合、先がかぎになっているものでゾウの皮膚の弱いところを刺激してコントロールするのです。上野動物園でもそれをずっとやっていたわけですが、それは余りよくないということです。

○諸坂委員 後でコメントしようかと思いましたが、資料3の条例の構成がありますね。そのうち第1章の2つ目の黒ポツに用語の規定がありますね。例えば、この条例でショーを禁止する、あるいは、制限するとした場合、小菅委員がおっしゃったとおり、禁止されるべきショーはこういうものだという事は明文化しておかないといけないと考えます。そうでないとハズバンドリトレーニングの公開もショーになり得ると考えます。

なおこの定義規定は、何/whatがダメという規定の仕方と、どういった演出/Howがダメという2つの方向性の議論が必要だと思います。ハズバンドリトレーニングをお客様に見せるにしても、猛禽類が滑空して餌をとるのを見せるにしても、見せ方だと思うのです。お客さんがどう感じるかはプレゼンテーション能力如何で、同じものでもショーとしても見せられるし、一つの環境教育とも見せられるのです。でも、環境教育とするとおもしろくないので、お客様が来ないので、そこで兎角面白可笑しく演出をしてしまうのですが、あくまでも軸足は、環境教育にないとダメだと考えます。

もしここでこの点についてきちんと制度化できたら、ショーについて言及した「制度」としては、日本初の試みとなると思います。というのは、動物愛護管理法では、演芸を動物にさせることを禁じていないからです。これは、同法制定時に、猿回しなどを想定し、それで動物に演芸させることを禁じ得なかったのだと思いますが、もはや国際世論はこういった動物演芸、ショーに対しては、動物福祉的観点から否定的ですから、本条例においては、動愛法から一歩も二歩も先に進んで、ショーはやらないという一つの決意表明というか、決別宣言というか、そういった意

味からもショーとはどういうものか、条例で規制されるべきものはどういうものを明文化すべきだと思います。

○金子議長 そのほか、必要性についていかがでしょうか。

○遠井委員 今の諸坂委員のご指摘と関連して、言葉の定義とともに、ショーにはやっていいものとやってはいけないものがあるわけですね。良いものは目的が環境教育、あるいは、生態に沿ったものであるか、その理解を促進するためのものであるということで、やってはいけないものは動物福祉に反するものですね。そうすると、原則のところ、これこれをしてはいけないと明記して、これはだめだと総則で言えるのではないかと思います。

そして、手かぎを使ってはいけないなど、個別具体のものは、第2章か第3章、あるいは、条例の下での規則で詳細に、種別に、明確なものを入れておくという考え方もあるのではないかと思います。

でも、なぜだめか、という説明はやはり必要で、環境教育を目的として見せること自体は良い、でも、動物福祉に反するものはだめだという規定を第1章で置いておいてはどうかと思いました。

○金子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、用語の定義に移ります。

まず、動物の定義について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(森山調整担当係長) 前は、事務局から飼育する全ての動物をご提示させていただきました。これに対して、生物多様性の保全をきちんと伝えているイギリスの新動物園免許法においても動物全てを認識しているので、動物全てを対象にした条例がよいというご意見がありました。また、法律では、哺乳類、鳥類、爬虫類等、範囲を狭めて定義しているものもありますが、そうではなく、全てをとというご意見もあったかと思います。

また、水族館には無脊椎動物がたくさんいて、それにも意識や痛みがあるので、それに配慮した飼育、施設づくりが重要ということから考えても飼育している全ての動物とすべきというご意見がありました。

ただ、全ての動物と言いますと、ゾウやキリンを思い浮かべてしまい、素人には少しわかりにくいということで、分類を列挙する方式のほうがわかりやすいというご意見もありました。

そこで、まとめですが、分類を列挙し、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他であって植物や菌類ではない多細胞生物を言う、と定義したいと考えております。

○金子議長 この定義についてはいかがでしょう。

○遠井委員 認定動物園を定めた種の保存法との関係も考慮に入れたほうが良いかと思いますが、これは要るかどうかはご判断をいただければと思います。

種の保存法では希少種だけが対象になっていますが、この条例は希少種に限らないという話がこの間、出ていました。つまり、認定動物園の定義とは異なるということを明記するため一これは条文ではなくても良いですが一希少種には限られない、あるいは、家畜も含むということを入れておけば、法令の定義とは異なり、もう少し広いということがわかるのではないかと思います。

○金子議長 今の遠井委員からのご意見についてはいかがでしょう。

○小菅委員 今の意見には大賛成です。希少種ばかりではなく、哺乳類云々としておけば、うちには希少種は一点もないよという逃げができなくなりますよね。

希少種ばかりではなくというのは、希少種については当たり前の話で、それ以外の普通種も含め、動物園という機関の中で飼育されている全ての動物について、生きたまま維持して、それを展示しているような施設を動物園と言うのですと明確に書いておいたほうがいいのではないかと思います。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、今、小菅委員からお話があったように、「希少種のみではなく、哺乳類、鳥類云々」、そして、全ての多細胞生物ということになるのでしょうか。

○事務局(加藤円山動物園長) 多分、ここは、この条例において動物とは云々となります。ただ、書き方はテクニカルなものになりますので、今いただいたご意見の趣旨を踏まえ、最終的につくっていく中で決めるのがいいのかなと思います。

○諸坂委員 条文のテクニカルな部分について言うと、法令の書き方からすると、「その他であって植物や菌類ではない多細胞生物」という表現は厳しいので、「その他の多細胞生物。ただし、植物や菌類を除く」という言い方になると思います。

また、動物の定義はこれでいいと思うのですが、動物園の守備範囲について定義すべきかと考えます。というのは、前回、黒鳥委員がおっしゃった話で、ランドスケープも含め、動物園というのはひとつの風景として、環境教育の観点からも重要になってくると考えると、植栽されている植物も頭の中に入れておかなければいけないということです。

動物の定義に植物は入らないからいいのですが、動物園では植物もきちんと視野に入れて、ホッキョクグマのところにアフリカの植物を植栽しないよう配慮することは、環境教育的には必要かと思います。

だからといって植物の定義を入れるかどうかとは別です。植物は定義しなくてもいいと思うのですが、植物ではないものについてです。動物の定義だからいいのですが、動物園の対象は動物だけだと思われてしまわないよう、植物は動物園の範疇からなくなるわけではないと思ってもらえるように文章は工夫する必要があると思います。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○遠井委員 可能性があるとしたら、例えば、動物園の定義に今おっしゃったようなことを入れて、それと関連させて定義するという方法があるのではないのでしょうか。

○諸坂委員 おっしゃるとおりですね。

○金子議長 動物の定義については、先ほど遠井委員から提案があったもの、それから、諸坂委員から技術的な話もありましたが、そういう方向で一致したということで、あとは事務局で整理してもらうことにしてよろしいでしょうか。

○福井委員 専門的な知識の重箱の隅をつつくようで申しわけありませんが、原虫といいますが、単細胞の真核生物も動物だと思います。草食動物の胃の中においてセルロースを分解してエネルギーに変えたり、動物の健康上重要な原虫類や寄生虫も含めて動物に分類されると思います。

○小菅委員 多細胞生物は動物だけれども、最近、単細胞生物は動物に含まれていないというのが基準のようです。原虫や寄生虫でもですね。要するに、多細胞生物とくくられているのです。

昔、我々は、学校で習ったときは植物系の葉緑素を持っている単細胞生物とそれ以外の動物系の単細胞生物ということだったのです。でも、最近、単細胞生物はそれだけでくくられていて、生物の進化の中で直接の因果関係はないようなことも言われているというものを讀んだのです。そこはどうか。

○福井委員 例えば、バランチジウムやコクシジウムなどの類いの今まで原虫と言っていたものは、動物でもなく植物でもなく、原虫だということなのですね。

○小菅委員 そういう考え方なのです。

これは僕の記憶だけなので、福井委員、それをもう一回調べてください。

○福井委員 宿題にします。

もちろん、原虫は、病原体としてもそうですが、そもそも共存しているというか、動物の健康そのものを維持して決定づけている微生物叢の中に単細胞生物がいるので、それも含めてのコレクションなのかなと思ったのです。

○金子議長 では、福井委員の宿題とさせていただきます。

ほかにございませんか。

○諸坂委員 具体的な条例は私が作文しなければならなくなると思いますので、確認させていただきたいのですが、動物園が対象としなければいけない対象物は動物だから、動物の定義が必要だということですよ。

そこで、今の原虫についてですが、動物園の飼育員が原虫に対して直接的に何かをやるのかで、やるのだったら定義しなければいけないと思います。でも、例えば、ゾウの胃の中に何とかという寄生虫がいて、これはゾウの健康を保つためにすごく重要なものだとしても、そのバクテリアがちゃんと成長するためには、ゾウにビタミン何某を与えれば済む話でしょう。あるいは餌の質と量を考えれば済む話でしょう。そうであれば、動物園の直接的な対象はゾウであって、胃の中にいるバクテリアではなくなると考えます。ゾウに餌をちゃんと上げておけばバクテリアがちゃんと育つのだというのであれば、バクテリアを育てているわけではなく、ゾウを育てていることになるのです。そうすると、動物園の対象物はゾウだけになるのです。

ところが、何とかという原虫を展示しています、あるいは、原虫に直接的なアプローチを動物園がやっているとなれば、対象となります。

このように、テクニカルなものは条例になじまないもので、あくまでも動物園の対象物である動物というのは飼育する全ての動物となるわけです。そして、その動物の定義は、まとめのところに書かれていますけれども、動物及び単細胞生物となるのか、そこは議論していただいたほうがいいかと思います。

○金子議長 今のご意見についていかがでしょうか。

○福井委員 おっしゃるとおりだと思います。

獣医領域や生産動物領域だと、牛を健康に飼うためには、牛という個体ではなく、胃の中にいるルーメン内の微生物や原虫を育てなさいというような表現があるくらい微生物叢を強く意識し

た飼養管理が求められます。諸坂委員が言ったように、これは飼料の栄養管理の問題になるので、そこがクリアできれば、原虫類や微生物叢も健全になり、牛も健全になるということですから、そういう理解でいいのですよね。

牛本体、ゾウ本体を栄養学的にちゃんと管理しなさいということで解決する問題だと思いました。

○佐藤委員 なぜ私がここにいるかという、多分、普通の人がどう思うか、その感覚を皆さんにお伝えするためなのだと思いますが、その感覚で言うと、単細胞生物は、多分、動物園の対象動物ではないと思います。

人間にしても、腸活といって、おなかの中に何がいるか、それを育てるために何を食べろとかと言いますが、自分の腸の中に何かの生き物がいるというふうには考えないと思うのです。

それに、あくまでも、これは、専門的な議論のためにあるのではなく、市議会に持っていき、議員の皆さんに承認していただけるものでなければいけないわけですよね。そう考えますと、余りややこしく、深く掘り下がったものではなく、できれば余り知識がなくてもわかるぐらいのところまでとどめていただけるとありがたいなという気がします。

○金子議長 福井委員、よろしいでしょうか。

○福井委員 はい。

○金子議長 それでは、今、佐藤委員からお話があったこと、諸坂委員からお話があったことをまとめ、今議論になっていた単細胞生物については抜かし、ただ、希少種については加える文言整理をしていただきたいと思います。

しかし、知識として、福井委員には調べてもらい、皆さんにご連絡していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、ほかに追加のご意見はいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、次に、動物園・水族館についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 動物園・水族館の定義です。

前回ご提示した案としては、一般の来園・来館者のために運営、公開されている常設の施設で、主に生息域外の環境下で生きた動物を維持しているところのうち、次の全てのことに取り組む施設を言うところから始まり、その取り組みについては、生物多様性の保全、生物多様性に関する教育、生物多様性に関する調査・研究としていました。

この考えの中には、動物園という言葉で名称独占するのではなく、この条例における動物園の使い方について定義したいということがあります。

次に、委員の皆様からいただいたご意見ですが、「動物を維持する」の「維持」はほかの言葉に置きかえる必要があるのではないかと、外来生物法では「飼養」という言葉もあるというお話をいただきました。一方、「維持」という言葉には、親、子、孫と継代繁殖していくという意味が含まれているのではないかと、そうしたことから、維持とは、飼育、管理、展示、繁殖、累代飼育

などと言葉を補うこともあるのではないかというご意見もいただきました。

さらに、取り組みの中にレクリエーションは入っておりませんが、レクリエーションや触れ合いなどの情操教育は定義とすべき活動としないのかというご意見も頂戴しました。

これらを踏まえますと、まず、ポイントとしては、「維持」という言葉をどうするか、わかりやすくするにはどうしたらいいか、また、レクリエーションをここに定義するかしないかについてはどう考えるかというものがあったということです。

そこで、まとめです。

動物園はどういう施設かという説明を前回の案から表現を前後させました。まず、「主に生息域外の環境下で動物を飼育し」ということで、前回は後ろにあった文章を前に持ってきました。そして、「動物を飼育し、繁殖し、累代飼育し」と続け、これによって種の保存も意味するように、細かく分類して書いてみたところ。さらに、「かつ、市民のために動物を展示している常設の施設のうち、次の全てのことに取り組む施設を言う」と整理しました。

取り組みについては、ここを最低限の取り組みとしたいということで、種の保存を通じた生物多様性の保全への取り組みということで、「種の保存を通じた」という文言をつけ加えました。

なお、2番目と3番目の教育、調査・研究については表現を変えておりません。

ただ、この資料でも書き漏れていますが、「生物多様性に関する」と書いておりますが、本来は「生物多様性の保全に関する」とすべきところで、「保全」という文言を入れたいと思います。

それから、レクリエーションの関係です。ここで言う動物園・水族館の定義は、最小限の、これだけはやっていないと動物園とは言えないというレベルで定義をしたいと考えております。そのため、レクリエーション、触れ合いによる情操教育は否定しているものではありませんが、この点に関しては、資料3で言いますと、第2章で動物園・水族館が取り組むべきことの中にレクリエーションも行うのだということを書きたいと考え、こういう定義とさせていただきました。

この案に対し、皆様からは、「維持」を変え、「飼育し、繁殖し、累代飼育し」とさせていただいた点についてどこまでを含めるかについてご意見をいただきたいと思います。飼育だけを指したほうがわかりやすいのか、それとも、繁殖や累代飼育までつけ加えたほうがいいのかについてです。

また、前回の案だけで考えますと、例えば、植物園や自然史博物館、ネイチャーセンターなど、主に植物を展示しているとしても、その傍ら、昆虫を飼育し、繁殖もしており、それをを用いて植物との関連性を教育したり、調査・研究もしたりというところがあった場合、この条例で言う動物園・水族館の定義に当てはまります。そういう場合も想定して、この定義でよいのかどうかについて皆様からご意見をいただければと思います。

最低限、さらに絞るといいますか、イメージされる動物園に近づけるため、「種の保存を通じた」という文言をつけ加えることにより、動物園・水族館のことを指すようにできないかということでも考えました。

○金子議長 それでは、動物園・水族館の定義についてご議論をいただければと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 先ほどあった希少種云々の話ですが、先ほどのところは単純に動物とは何ぞやで、もしかしたらこちらで言ったほうがいいのかなども思いましたので、それも

含めてご議論をいただきたいと思います。

○金子議長 では、いかがでしょうか。

○伊勢副議長 「主に生息域外の環境下で」ということについてです。

認定動物園のほうは種の保存法に基づく域内保全を前面に出していますので、何となくもやもやとした感じというか、かやの外にしないほうがいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

もう一つは、「飼育し、繁殖し、累代飼育し」というどこまでの意味を含めるのかについてですが、いまだに繁殖まで至らないというか、非常に繁殖活動が難しい種もいて、それを含み置き、累代飼育というところまでいくと理想論になってしまうこともあります。難しい種もいますので、それを網羅した文言に置きかえる必要があるかなと思います。

日本動物園水族館協会でも、国内で初めて繁殖し、6カ月間生存していたものについては、申請すれば、繁殖賞が出るのです。JAZAの歴史は80年あるのですが、それでもファーストレコードが毎年出ていまして、それだけ野生動物の累代飼育はすごく難しく、繁殖自体がなかなか難しい種もいることを前提に考えるべきかなと思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

○小菅委員 今のことについてですが、基本は累代飼育を目指さなければいけないのです。というのは、単発で繁殖させていけばいいのだということではないのです。自園だけではできないので、これからの動物園を考えますと、他園との協力で累代繁殖を目指すというのは文言として入れておく必要があると思います。

もう一つ、域外ということについてです。

たしか、認定動物園制度を制定するとき、域外だけではだめだと言ったのです。その理由は域内保全とかかわりを持った域外保全に取り組むということを述べました。それを入れたから5園にしかならなくなったと思っています。

でも、これからの動物園は、域外保全をやっているからいいではなく、域内保全とかかわりを持った域外保全をやっていく必要があって、それがわかるような表現の仕方にすればいいのかなと思うのです。

○佐藤委員 すごく初歩的な質問で申しわけないのですが、エゾシカを北海道の中の動物園で飼っていても域内保全ではないのですね。

○小菅委員 立派な域外保全です。域内というのは自然環境の中でということ、持ってきて、囲い込んだときに域外です。北海道にいるから域内かという、そういうことではないのです。

○佐藤委員 ということは、動物園にいる動物は全て域外保全されているということですね。そこで域内保全とのかかわりを考えるというのは、自然にいる動物保護の活動に動物園が積極的にかかわっていくのだということをはっきりここで言うとおこうということなのですね。

○小菅委員 おっしゃるとおりです。

○金子議長 ほかにございませんか。

○遠井委員 飼育、繁殖、累代飼育をどこまで入れるのか、それから、生息域外保全と域内保全の関係をどう捉えるかということでしたが、二つとも種の保存にかかわることだと思います。

目的としては、生息域外保全と域内保全をうまく関連づけながら、究極的には種の保存を目指す、あるいは、国際条約の概念で言うと、種の生存の確保ですが、定義のところでは、例えば、「飼育し、繁殖し、累代飼育し」は「飼養等」にしてはどうでしょうか。

前回、外来生物法では飼養という用語が用いられていると言いましたが、その後、調べてみますと、種の保存法も動愛法も「飼養」という用語を用いていまして、国内法令では一般的に使われているようです。しかし、条例ではそれより長い時間的スパンを含むということであれば、「飼養等を行うことによって、累代飼育を含む種の保存を目指す」等と書くこともできるのではないかと思います。

つまり種の保存は目的であって、形式的な概念としては、飼養及び管理、展示しているということで、何のためにやっているかといったら種の保存のためだという分け方をしてはどうかということです。

もう一つ、議論点の二つ目ですが、これを入れるべきかどうかは、条例をどのように使っていくか、という点とかかわってくると思います。あるべき動物園の姿を定義して、特に円山動物園ではそれを目指すための具体的な基盤としていくというのであれば、生物多様性保全は入れないと意味がないと思います。

一方で、市内にある民間のエンターテインメント施設が余りにひどいので、やめなさいと言う場合には、この定義には当てはまらないので、条例の対象外となりかねないです。動物福祉基準を普及させ、他の施設に対して意見表明もするというのであれば、これは入れられなくなりますし、あるべき動物園を目指すというほうに重点を置くのであれば入れないと意味がないということですから、入れるか入れないかは条例をどう使うかによって変わってくるのではないかと思います。

これは、第2章と第3章の構成でも書き分けが必要だと思いました。例えば、動物福祉基準の遵守促進手段として、意見表明権は非常に興味深いと思いますし、イギリスの2006年に改正された動物福祉法にも意見表明権/improvement noticeが入っているので、そういう手段はあり得ると私も理解しています。しかし、条例が、動物園に類似しているけれども、そこには至っていない施設に対し、やめなさいということまで入れるのであれば、条例の対象をそこまで広げないといけなくなります。そこまで広げた上で、意見表明をやるためには、福祉の具体的な基準を明記しておかないといけないと思います。これは原則では言えないですし、事実確認を行うための手段も書かなければいけなくなると思います。

そういう意味では、これを入れるか入れないかは、まさに条例を何に使うかということとかかわってくるのかなと思います。

○諸坂委員 全く同意見です。

動物園とはという定義の中に累代飼育をするということまで含んでしまうと、今、委員がおっしゃったとおり、うちは累代飼育しないから、うちは動物園ではないから、この条例で縛られる筋合いはありませんと言い逃れをされてしまう危険性があります。

それに、飼育、繁殖、累代飼育は同じテーブルに並べる概念ではなく、累代飼育はある種の目標だと考えます。動物園が本来目指す目標は累代飼育なのだ、域内保全にアプローチする前段階

としての累代飼育を実現し、域外保全を達成し、最終目標として域内保全にアプローチするのだという流れではないでしょうか。そうするとこれは動物園の目的あるいは理想、理念という次元の話で、目的規定か理念規定に入れておき、あくまでも動物園の定義は飼育、繁殖だけにしておいたほうが意見表明をするとき実効的かと考えます。従って動物園の定義としては「動物を飼育または繁殖する施設」と、ある種、定義の次元を下げた方が条例の適用範囲が広がって好都合かなと考えます。

あともう1点。これはご教示賜りたいのですが、「累代飼育」とは何かという定義づけをしておかないといけないかどうかです。イルカの議論をしているとき、園内の個体だけでかけ合わせでいくと、血が濃くなってしまい、外から血を入れなければいけない、結局、種を保存するためには外からの導入は不可避なのだということをおっしゃった記憶があります。このことからすると、動物園の世界でも、外から捕獲してきて、飼育するということですね。ここを累代飼育の必要条件として認めるのか認めないのか、その辺はきちんと議論しておいたほうがいいかと思っています。これは種によっても違うのか、僕にはわからないのですが、累代飼育の定義や概念を決めておかなければならないのかなと思います。

○金子議長 では、小菅委員、どうぞ。

○小菅委員 今、諸坂委員がおっしゃった累代飼育の定義についてです。

条件として遺伝的多様性を持ったという言葉が必ず入ります。そのためには野生の個体を入れるということになるわけで、WAZAでもそういうことから野生の個体の導入は禁止していません。

ですから、今、委員がおっしゃったとおりで、世界中に物すごい数がいれば、やりくりできるのでしょうかけれども、国内にこれしかない、世界にこれしかないとなったときはそういうことをやっていかなければなりません。だから、WAZAも禁止していないのです。

でも、飼育下にいる個体群のDNAというのは野生では失われたものなのです。そのため、飼育下で繁殖した個体を野生下に戻し、野生下の個体を入れるのです。そうすると、野生の個体群の遺伝的多様性にも貢献できるわけです。そういうプログラムをしっかりと立てていくことが重要なことだと思うのです。

でも、今おっしゃったとおりで、個体の交流をしない限り、ここだけでやるのは基本的に無理ですね。

○事務局（加藤円山動物園長） 今、いろいろとご意見をいただきましたが、我々としては、一つの大きな前提として、この条例では、市内の動物を飼われている数多ある施設を全部抱き込んで、全体のレベルを上げようということは余り考えておらず、動物園というのはこうあるべきだ、こういうものだということを決めるという想定でした。

その中で、この案をつくるに当たり、「飼育し、繁殖し、累代飼育し」と書いた裏側の意図は、はなから繁殖や累代飼育をしないところと目指していてできないところは違うよねということがあったからで、後段の意味合いからこういうふうにかかせていただいております。

ただ、実際の条例になるときには括弧書きが必要かもしれませんが、動物園・水族館とはかくあるべきだ、こういうものかということをお想定しているということなんです。

○諸坂委員 そうすると、むしろ、動物園と名乗る以上、累代飼育をするべきだ、これが動物園なのだという定義づけのある種の宣言的にも入れたほうがいいという考え方だということなのですね。

○事務局（加藤円山動物園長） そうです。動物園と名乗るからにはこれを目指さなければならぬということ想定して案をつくったのです。

○金子議長 今のご指摘は大変重要なものかと思えます。

市内には、動物園とは名乗っていないけれども、ちょっと問題があるのではないかとと思われる施設もあり、それを条例の扱う範疇にするのかどうかです。しかし、今の園長のお話では、そうしたところを入れないということで、あくまでも理想的な動物園をつくるための条例であって、問題のあるような施設はこの条例では対象としないのだということでした。

ここは非常に重要なところだと思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

○諸坂委員 そうすると、遠井委員のご意見と関係してくるのですが、資料3の第2章の5つ目の最後の黒ポツの市民から指摘された施設の条例基準適合・不適合への対応、発意表明権についてです。

市としてはここはいかがなものかと思えますという単なる発意を表明するだけなので、規制するわけではないのですが、ネガティブなインフォメーションを出す、相手方の施設に対してネガティブな印象を与えるだけのことになります。ただ、条例の基準に不適合であるというふうに判断するわけですから、何をもってこの施設が不適合だという基準は書かなければいけなくなります。条例なのか条例の施行規則なのか、それは内容によるので後で整理するとして、いずれしても基準は具体化しなければいけません。例えば、累代飼育をしていませんということが不適合となるのかならないのか、繁殖と言いつつ繁殖施設すら持っていないことを不適合と言うのか、そのあたりは議論しないといけなくと思います。

○金子議長 そのあたりについてはいかがでしょう。ここに挙げられた全ての条件を満たさないこの条例の対象とする動物園ではない、つまり、これらを満たしていないところは条例の範疇外とし、この条例で規制するものではないという話になってくるかと思えますけれども、それでよろしいのかどうか、あるいは、問題のある施設も含めてこの条例で取り扱ったほうがよいのではないかというご意見も一方ではあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○遠井委員 その話は後半かなと思っていたのですが、私が先ほど申し上げましたように、かなり具体性のある基準を動物福祉基準として定め、市民からの通報だけでノーティスと言うわけにもいかないですね。それは、事実無根だと反論されたらどうするかという話があるわけですし、やはり、事実関係を確認できる手段を市が持っていかなければいけない、といいますか、重装備にしておかないといけなくなるのですね。しかし、今の段階でそれを入れるとなると、ちょっと荷が重いかなという気がします。

例えば、今後の改正でもう少し対象を広げていくなど、今後の検討課題とするという可能性もあり得るかと思えます。

動物福祉については、私も含めてですが、一般に十分に認知されていない中ですから、だめだと言われ、何でだということが必ず出てくると思いますので、それを十分に説得できるだけの実

績や知識を、専門家の皆さんは持っていたとしても、社会一般で共有されていない中で、直ちにできるかという難しいかもしれないということです。そこで、今後の検討や5年後の見直しとするなど、タイムラグを置くという考え方もあるのかなと思いました。

もう一つ、定義に関して、種の保存法の今回の認定動物園との関連ですと、動植物園等の定義に関しては至ってあっさりしております、社会通念上、対応等が共通すると考えられる施設を指し云々とあって、専ら販売、貸し出し、または、飲食の提供を主たる目的とするものであれば動物園等に含まれないとあって、これで動物カフェやペットショップは省きます、という定義しかないのです。ですから、理想の部分は現行法令では全く書かれていないのです。そのため、そこについては条例で書く必要があるのだらうと思いますので、そこは明記し、その上で、ここにある動物園等に含まれていないけれども、類似施設のレベルアップ、そのための動物福祉については、現段階でやるとしたら、動物園等と動物関連施設を書き分け、どちらの施設にも合う一般的水準を書いて、動物園に関してはこれとするという方法しかないのかなと思いました。

○金子議長 遠井委員の今のお話は、関連施設についても条例に書き込むということですか。

○遠井委員 個人的な見解としては、ちょっと時間を置いたほうがいいのではないかと考えております。

ただ、これまでそういうものがない中、日本で最初に規定するというのも一つの考え方としてはあると思います。そうだとすると、動物園等とは別の動物関連施設の定義をつくり、それも含めて、一定の動物福祉基準というか、原則に従ったことはやってもらうのです。そして、罰則ではないですけれども、通報があったら、相手にノーティスはできますということを入れることは、形式的にはできると思います。

○金子議長 入れたほうがいいのかという意見ではないのですね。

○遠井委員 私は慎重になったほうがいいのかと考えているのですけれども、入れてみたら、啓発効果がどうなるかな、というのは考える余地はあるかもしれませんね。ただ、先走って国際標準を目指すと、後から文句を言われ、後退するものが条例では時々あるみたいなのです。

道東のほうでは、家畜についてですが、一定面積あたりの飼養頭数基準を定める等、非常に先進的なことを定めた町の条例は、反対者があり、結局、改正で後退を余儀なくされたようです。

社会的な理解や認知がない中で、EU並みの高い水準を導入すると、法的拘束力がない形であっても、バックラッシュがあり得るということで、札幌市としては、その辺の見きわめがどうか、円山動物園と違うところに関しては、ご判断をいただいたほうが良いかなと思いました。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○諸坂委員 オンブズマン制度などには発意表明権があるのですね。しかし、発意表明権がある前提として、そもそも調査権があるのです。そうすると、現地調査や立入調査をして、劣悪であるということについて、具体的な何らかの基準に照らして判断し、それに対して発意表明をします。つまり、ある意味、円山動物園を所管する環境局に調査権を与えるという条例になるのです。

市民の通報に対し、この条例に基づき、市としてその施設を調査するということになるのです。そして、一定の基準に従って、適違法、不当の判断を発意表明をします。しかし、果

たしてそれだけのことを現時点で市が体制的に技術的にできるかと、その権限行使の強い意思があるかということ、ちょっと厳しいのかな、時期尚早かなという気もしてきました。

○事務局（加藤円山動物園長） 市内に動物を飼育している施設がいろいろとある中、一つ考えておく必要があるのは、現行法ではそれで許可が出ているということです。その中で、動物に深くかかわっている人たちはハテナがつくかもしれませんが、法律では許可が出ているところで、我々の条例でいろいろなことを言うのは非常に難しいのかなということがあります。

そうであれば、最初の議論に戻るのですが、この条例が目指すべきところは、動物園というものをしっかり定め、その動物園と言われるところではこういうふうにしかりましようということなのです。

もう一つは、この条例の定義に当たらないものは、あそこは動物園ではないのだと市民が考えたり、市内で売られているガイドブックの動物園のところに載せられなくするようなことで全体のレベルアップが図られるというところからスタートするのがいいのかなと思っているということです。

○金子議長 今、園長からお話のあったスタンスを前提として動物園・水族館の言葉の定義をしていくという方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、理想のといいますか、目標とする動物園をつくるために、動物園・水族館という言葉の定義ということになるわけですが、議論または確認が必要な点として、動物園の定義に以下のどこまでの意味を含めるかです。

先ほどは累代飼育についてのお話が出ていましたけれども、そこまで目標とするなら累代飼育も入れる流れかなと思いますが、いかがでしょうか。

○小菅委員 今、園長が言ったとおり、このレベルの動物園に対して、あなたはだめよというのが現時点ではなかなか難しいとなってくると、動物園と言うからはここを目指すのだということが必要になりますよね。

そうすると、先ほど遠井委員もおっしゃっていたとおり、種の保存に関して、域内保全とのかかわりのある域外保全を、あるいは、先ほどは飼養と言いましたよね。確かに、日本の法律では飼養という文言が多いのですが、その先にある累代繁殖を動物園としてはやらなければならないということで、入れておくべきかなと思います。

○金子議長 それでは、主に生息域外の環境下で動物を飼育し、繁殖し、累代飼育し、かつ、云々となっておりますが、この原案のような流れでもよろしいでしょうか。

○諸坂委員 多分、条例の条文になるとすると、「主に生息域外の環境下で動物を飼育及び繁殖し、かつ、累代飼育を目指す施設」というような表現になると思います。

累代飼育すると言ってしまうと、先ほど伊勢副議長も言われたように、できないところがあると、動物園の定義に円山動物園が入らなくなる可能性もあるのです。ですから、それを目指すという目的も含むような定義規定にして、かつ、市民のために云々という施設という定義づけが正確な書き方かなと思います。

○遠井委員 テクニカルなことですが、「目指し」とするというお話ですけれども、目指し、も

って種の保全を通じた生物多様性の保全に寄与すること、さらに、生物多様性の保全に関連する教育、啓発、及び、調査研究を行うこと、あるいは、それを旨とするという書き方でもいいのかなと思いました。

もう一つは、質問です。

「生きた」という文言は要りませんか。博物館や研究施設、自然史博物館との違い、生体を扱っているということですね。ですから、部分とか標本ではなく、「生きた」という文言は必要ないのかなと思いました。

例えば、将来的にバーチャル動物園みたいな、映像やAIがつくったものの動物園というものが出てくるかもしれませんよね。今想定しているのは生きた動物ということだと思うのですが、それは要りませんか。

○佐藤委員 飼育というのは生き物ですね。しかも、繁殖とありますので、飼育、繁殖を旨とする段階で既に生きているものということが明確になっているのではないかなと思いました。

○金子議長 では、原案のままだと、植物園、自然史博物館、ネイチャーセンターなども含まれるためというものがありますが、ここの整理はいかがでしょうか。

○福井委員 種の保存を通じた生物多様性の保全というのは、先ほどの皆さんの議論の中で入っていたのではないのでしょうか。

○金子議長 しかし、原案のままだと植物園が含まれることになるのですよね。

○事務局（森山調整担当係長） 前回の1回目のときに示した定義では含まれてしまっていますが、今議論をいただき、書きかえた流れでは恐らく入らなくなるのかなと思います。

○福井委員 ついでに、イギリスの新動物園免許法では、動物園の定義付けに「野生種」という言葉が含まれていますし、「年に7日間」という言葉も入っているのですが、それは含まれていると考えていいのですか。生物多様性の保全ということからしますと、野生種を主な対象とするのだということは認識されているということですね。

例えば、ここにワンキャンパークみたいなものが入るのかです。犬や家畜だけを対象とする動物展示施設がつけられたとき、それを動物園とするかどうか。

○小菅委員 今のお話のように、家畜などが入ってくるとなると、域外保全という言葉が合わなくなってくるのです。つまり、域外保全と言った段階で野生種と認識されると思うので、一々、野生種と書く必要はないのではないかなと思います。

○遠井委員 ただ、生物多様性条約では、人工飼育や栽培種も入っていますし、農業の生物多様性という言い方もしています。また、CITESでも人工種も含めて対象種となっているので、もともと野生かどうかではなく、家畜も生物多様性の中に入るのではないのでしょうか。

生物多様性条約では条約の対象は野生種に限られていないので、ここで生物多様性の保全と入られても、野生種であることは当然。とはならないです。種の保存法であれば、規制対象は絶滅が危惧される野生動植物種なので、「野生」が入っているのですが、そこが条約と国内法ではずれているので、種の保存法を前提としない条例であって、野生種に限るというのであれば、注釈でも言及を入れたほうがいいのかもしいかなと思います。

○小菅委員 栽培種というのは、サボテンだとか、植物のことを規定するときに使っているような気がするのです。

もう一つ、家畜である牛などもひっかかってくるのですか。

○遠井委員 生物多様性条約は、アンブレラ条約です。例えば、農業に関する生物多様性に関する条約は別にありますけれども、それと関連づけるという言い方をしていますし、生物多様性条約においても家畜の遺伝的多様性みたいなことは全く別、とは言っていないような気がするのです。

ただ、これは私の理解です。

○諸坂委員 ワンヘルスなんかだと、農業も野生の保全もワンヘルス・ワンワールドなので、飼育下のものも飼育下以外のものも入るのです。

○遠井委員 CITESでは、規制対象が人工飼育種と野生種ですが、生物多様性条約ではもう少し包括的で、家畜や農業用の飼料、穀物も含めて生物多様性と言っています。

○金子議長 では、種の保存を通じた生物多様性の保全とすべきかどうかですが、こうすることによってよろしいでしょうか。

○諸坂委員 ひとつ問題提起なのですが、いわゆる触れ合い動物の話になってくると、先ほど福井委員がおっしゃったように、種の保存とは全く関係のない次元の話になってきますが、JAZAでは動物園水族館の社会的役割のひとつとして、「教育・環境教育」とあえて書き分けています。しかし、今、こちらのシートでは「教育」としか書かれていません。でも、教育といった場合、学校教育を除く情操教育や社会教育、生涯教育などもあり、動物園としては、子どもたちにモルモットをさわってもらい、命の大切さ、温かさや鼓動を感じてもらおうということも重要な作業となると思うのです。でも、モルモットは種の保存とは関係のないところにいる動物です。本日の議論の流れとしては、「環境教育」にシフトされたものになってしまっているのです。触れ合い動物園のほうの定義も、もうひとつ加えておく必要があるのかなと思いました。

ですから、動物園の定義規定には、第1号、第2号として、第1項本文には、「動物園とは、次の各号のものを言う」と規定したらどうでしょうか。第1号動物園が「種の保存」や「環境教育」を主眼に置いた動物園、第2号動物園が主に「触れ合い」を通じて子どもたちの情操等教育を主眼に置いた動物園です。

○金子議長 これについては、きょうの後半でも議論したいと思いますが、第3回目に具体的な全体的な構成の話のときに議論をしましょう。

それでは、動物園・水族館の定義についてですが、ほかにございませぬか。

○諸坂委員 申し訳ありません。もう一点ございます。

この話が一段落ついたところでお話ししようと思っていたのですが、真ん中のところに太文字で動物園・水族館とあって、その下の検討委員・事務局の主な意見とあって、真ん中に生物多様性保全に関する教育とありますね。

でも、これは、今言いました情操教育や社会教育の面があって、生物多様性保全だけではないと思いますし、それは下の調査・研究にもかかわってくると思うのです。

学校教育は、教育委員会の所管ですから、除いてもいいと思うのですが、学校教育以外の、例

えば、例示規定で言うならば、情操教育、社会教育及び生涯教育といった教育、あるいは、そのための調査・研究も動物園の重要な機能というか、使命だと思えます。それが動物園・水族館の定義づけにも反映され、先ほど私が言ったことと、第2号動物園みたいな定義規定に反映されていくのかなと思っています。

○金子議長 といいますと、まとめに書かれているこの中には、生物多様性に関する教育だけではなく、情操教育や社会教育、生涯教育などを入れるということになりますか。

○諸坂委員 はい。

○金子議長 事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） はい。

○金子議長 では、この部会としてはそういう意見が出されたとさせていただきます。

○遠井委員 生物多様性の保全を目的として存在するのが動物園だと最初に言っておいて、では、生物多様性の保全にどのように寄与するかというと、一つは、繁殖等で、もう一つは、生物多様性の保全に関連する教育をするという骨組みなわけです。そこに今ご指摘いただいたその他の情操教育を同列に並べていいのでしょうか。

それと付随するその他の教育は排除しないけれども、生物多様性の保全という目的を達成するための教育と、これまでも続けてきた社会教育的なものとは性質がちょっと違うような気がするのですが、書き分けはしなくても良いですか。

何でも教育に入りますとなりますと、生物多様性の保全のための教育という位置づけが不明確になるのではないかというのが私の懸念です。目的達成のための手段としての環境教育が、いろいろな教育のうちの一つになってしまうのではないかということです。

○金子議長 まとめの前段の最後の部分ですが、生物多様性の保全への取り組みの内容やレクリエーションについては他の条文で定めるとあり、その前に、レクリエーションや触れ合いによる情操教育を否定するものではないとありますが、この書きぶりが一体どうなるかで、フィットするのか、あるいは、目的までさかのぼってもう少し書き込むのかということになるかと思えますけれども、それは案を見てからということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 諸坂委員の大変重要なお指摘については、次回以降に出てくる案文を見ながら再度議論させていただければと思います。

実は、もう一点、動物福祉の定義についてがあるのですが、議論がかなり盛り上がりそうな気がしますので、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

10分休憩をとりまして、3時40分から再開することにいたします。

[ 休 憩 ]

○金子議長 それでは、皆様がおそろいですので、再開いたします。

先ほどの動物園・水族館の定義についてご意見をいただきましたけれども、その前のところで景観やランドスケープというお話が出ました。そのとき、次の動物園・水族館のところに入れら

ればいいのではないかという話が出ました。ここで書き込むことについてはいかがでしょうか。

○黒鳥委員 ぜひ入れてもらいたいとは思っているのですが、場所とすればどこがいいのかということですね。

○諸坂委員 定義の中にランドスケープと入れるよりは、動物園の責務というか、これは福祉にもかかわってくるのですが、動物園が動物を飼育するというある種の責任の中で、あるいは、お客様に対する展示のクオリティの問題から、ランドスケープ、あるいは、福祉にも配慮しろというような責務規定みたいにして入れるレベルの話かなとは思っていました。

○黒鳥委員 私も迷ったのですが、そこら辺でしょうかね。ランドスケープはすごく大切だと思いますし、動物には、数頭でいられるものもいれば、群れで生活している動物もおりますので、そういったものに配慮してもらいたいということがあります。

○諸坂委員 例えば、この動物は隠れる場所が必要だということがあると、ランドスケープのひとつとして隠れる場所をつくるということも重要なポイントになりますか。

○黒鳥委員 そうですね。動物がさらされている状態というより、動物にはそういった場所が必要になる場合も出てくるかと思います。

○金子議長 今、こういうご意見が出ましたが、ほかにいかがでしょうか。

○小菅委員 見ただけで生息環境が類推できるような飼育・展示の仕方をするなどとすると、環境教育にも役に立つわけです。そういうことでランドスケープを取れ入れなさいということは必要だと思います。

○金子議長 それでは、今のご意見を踏まえ、ご指摘いただいたものを事務局に盛り込んでいただき、それを次回に検討させていただくということによろしいでしょうか。

○遠井委員 確認ですが、ランドスケープというのは、動物福祉として求められているのか、人間の側が生物多様性の保全との関係で、野生生物の生息環境を理解するのに必要なのか、その両面があるのか、いかがですか。

○小菅委員 私は両面だと思います。要するに、隠れ場所といっても、そこに巣箱みたいなものを置いて、ここに隠れてということではなく、自然景観の中にうまく配置されているほうがお客様が見るときにもいいですし、動物としても物理的に隠れることができるので、両方の意味があると思うのです。

○黒鳥委員 私も両方だと思います。動物にとってもそこでいろいろなことが体験できるので、そういったことでいいかと思います。

○金子議長 それでは、今いただいたご意見をまとめていただき、次回、事務局からご提案いただきたいと思います。

それでは、次に動物福祉についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 動物福祉についてです。

前回、事務局からは、一番上に記載のある「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态を言う」とご提案していました。これは、O I Eの陸上動物衛生規約の中のアニマルウェルフェアの定義を農林水産省がホームページで意識したものを参考にしたものとな

ります。このように状態を指している表現がほかでも使われておりましたので、これを採用させていただきます。

これに対して、動物の状態を指すより、何々することとするほうがしっくりくるのではないかと、また、福祉と聞くとよくしてあげるといふことと解釈されがちですが、日動水の倫理福祉規定でも動物福祉を適正な水準で維持するという表現がなされており、プラス方向の意味を持たずに使っているのではないかと、さらに、世界動物園水族館の保全戦略の中でもアニマルウェルフェアを高い水準で維持しとしているので、状態をレベルアップさせるという意味で使っているのではないかとのご意見をいただきました。

また、状態を指すとしても生活及び死亡するという表現が直訳的なので、表現を変えたほうがいいのではないかとのご意見もいただきました。

これらを加味して、何々することとするのか、状態とするのかに関しましては、やはり、状態を指す言葉として考えていくのが将来的にもいろいろな取り組みと合わせていけるのではないかと考え、まとめとしては、「動物が心理的及び肉体的にどのような状態にあるかを言う」としたいと思います。

なお、この動物の状態とは、科学的根拠をもとに評価されたものと考えたいと思っております。この「科学的な」というのは、人それぞれが感じる主観的な見方ではなく、つまり、動物がかわいそうだというようなことが評価の基準となるのではなく、動物にこういうことをするとこういう反応をした、それでどういう状態になったかを科学的に評価した結果をもとに言う状態を指したいと考えております。

こういう考えにしておりますけれども、依然として動物の状態を指すとしても、よい意味を含めて考えていくのかどうかという点について確認が必要だと思っております。

もう一つ、動物福祉という漢字4字ではなく、アニマルウェルフェアと片仮名で使うかも一つの論点になってくるのかなと思っておりますが、これについては、今、判断する情報が少ないと感じておまして、この点については、現在決定できる要素がなければ、今後の日動水の動きを注視し、条例案提出前までに最終的に市で決定するのではいかがかと思っておりますが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○金子議長 それでは、動物福祉の定義についてご意見を伺いたいと思います。

○異委員 専門的な意見が出る前に伝えておきたいと思います。

まず、状態にしても動物福祉にしても、私には余りピンときていません。

動物福祉に関しては、その前に説明されたことで何となくわかって、今回の会議でも普通に使われているのですが、福祉のほうに頭が向いてしまい、そこから、違うのだというふうに戻されるのです。

また、動物福祉とは何ですかと聞かれ、説明を求められたら、かなり長い説明をしないと相手に伝わらないのであれば、新しい言葉や初めて聞くような、何かに引っ張られる言葉ではなく、これがこうなのだというふうな簡単な説明でわかるようにしてもらいたいと思います。

また、動物の状態の「状態」というのは物に関する言葉というイメージがあって、これもたくさん説明をしないと、子どもを初め、皆さんに伝わらないと思います。このような伝わらない

言葉を市民に提示できるかは考えていただきたいと思います。

○金子議長 いかがでしょうか。

○諸坂委員 全く私も同意見です。条例なので、一般の市民の方、あるいは、議員の方が見て、なるほどねというイメージが湧かないといけないと思いますので、心理的及び肉体的にどのような状態であるかを動物福祉と言うというのはもう少し具体的に、それこそ、O I Eの定義を初め、何かに引っ張られることなく、動物の生き生きとした状態が保持されているなど、我々がイメージするわかりやすい表現をつくってしまったほうがいいと思います。僕もこう言われてもわからないです。状態というのは、いいも悪いもあるわけですし、それを十把一絡げで福祉ですと言われてもぴんとこないかなと思います。

また、前回もお話ししましたが、動物園動物の福祉というのは特殊だと思っていて、O I Eは畜産動物が対象ですよね。畜産動物の福祉はノーストレスの状態をつくることだと思うのですが、動物園動物の動物の場合は、ノーストレスの状態をつくるのではなく、ある種、野性を表現できていないといけないので、餌を探させるなど、いい意味でのストレスを動物に与えないと本能的な部分が見せられないので、種に対する福祉と個体に対する福祉の両方を考えなければならぬと思うのです。

例えば、このライオンは歯もなく食べられないというものがいたとします。このように野生下では生きていないものが動物園では生きているわけです。でも、それがまさに動物園で見せるべき意義のある動物になってくるのです。そうすると、種に対する福祉と個体に対する福祉もきちんとプレゼンテーションする中での福祉になるわけで、生き生きとしたというか、もっとやわらかい言葉で書いていいような気がします。

○遠井委員 お2人のコメントに対してではなくて、ご紹介として、ですが、

引用で、原典を見ていないのですが佐藤衆介さんの2005年の本では、ウェルフェアと福祉が区別されています。「ウェルフェア」は個体の情動の重視であるのに対し、「福祉」は個体の存在状態と次世代の継続の重視、生物学的適応度の重視ということで、微妙な違いがあると指摘されています。そういう理由で、アニマルウェルフェアをそのまま表記して、動物の福祉と翻訳することを意識的に避けているのだと言われていました。

このように、専門家の方からすると書き分けができるらしいのですね。

一方で、今ご指摘があったように、動物福祉は何なのかがさっぱりわからないというのは、私も素人なので、わかることです。

イギリスのアニマルウェルフェア・アクト/動物福祉法の場合、アニマルウェルフェアの定義ではなく、「promotion of welfare」に「Duty of person responsible for animals to ensure welfare:」とあって、動物のこれこれこういうニーズを満たすことを考慮しなさいという書き方をしています。

具体的には、適切な環境に関するニーズ、適切な食事、通常の行動パターンの展示を可能とすることに関するニーズなどが列記されていて、こういう動物のニーズを、動物に対して責任のある人は考慮するよう確保する、という書き方がされています。

これは一般的なウェルフェア法なので、いろいろなものに適用できるようにぼかして書いてい

ますけれども、こういう書き方をして、動物福祉として伝えたいことを、もう少し具体的に伝えることもできるのではないかと思います。

例えば、定義では動物福祉と一般的に書いた上で、責務規定や原則規定のところ、動物のニーズを満たすこと、それはこれこれと言って、全体として言いたいことを伝える手もあるのではないかと思います。

○金子議長 今のご意見は、動物福祉は条文の中には入れるということですか。

○遠井委員 まず、動物福祉とウェルフェアは使い分けがされているらしいという情報提供と、どちらで良いかは私には判断がつかないので、むしろご専門の皆様にご判断いただければということです。

もう一つは、イギリスのウェルフェア法に管理責任のある人が動物のニーズを十分考慮することを確保するという書き方があって、その中にこれこれのニーズやこれこれのニーズとあり、具体的には五つの自由みたいなものがあって、それに対応するものを原則規定に入れて、定義だけではなく、そこも含めて動物福祉の内容を伝えるという方法もあるのではないかと思います。

○金子議長 その場合、条文の中に動物福祉という言葉は入れたほうが良いということですか。

○遠井委員 福祉が良いのか、ウェルフェアが良いのかは私にはわからないので、皆さんに委ねたいということです。

○金子議長 異委員としては動物福祉と言われてもどうもしっくりこないということでしたが、アニマルウェルフェアについてはどう思われますか。

○佐藤委員 ビジョン2050の一番根幹のところに動物福祉と書いてしまったのですよね。動物福祉を根っこにした上で円山動物園はやっていくのだと打ち出しているので、今さら動物福祉という言葉を使わないことはあり得ないと思うのです。

また、はっきり言いますと、アニマルウェルフェアと言ったらさらに反感を買うと思うのです。理解がどうという以前に反感だと思います。

では、どうするかですが、動物福祉という言葉についてこういう難しい言い方をするのではなく、例えば、ここでは、動物の肉体的な苦痛を除去するとか、動物が活着している限り合理的な必要のないことを最大限除去するとか、肉体的な苦痛を除去するだけではなく、その動物本来の習性や能力を尊重するとかで、動物福祉というのは動物を大事にしようということですよ。もとの活着している姿をできるだけ動物園で再現できるように大事にしてあげようということだと言ってしまったら言い過ぎなのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） この条例の構成として、今、遠井委員や佐藤委員が言っていたことは第2章の二つ目のポツで出てくることで、動物福祉に配慮しましょう、向上しましょう、そのために何をすることがここで書かれるべきであって、動物福祉への配慮、動物福祉の向上と言うから、では、動物福祉とは何かということになって、それを第1章で定義しようということですよ。ですから、ここで言っているような状態ですよという定義になってくるわけです。

そういうことをよくするとか、悪い状態が動物福祉なのであって、それに対してどうアプローチするかとか、どうすべきかというのは第1章の定義のところではなく、第2章で決めていく整理にしたほうが良いのかなと思っています。

○諸坂委員 ずっと議論を聞いていますと、あえて定義しないほうがいいのかと思いました。いわゆる動物福祉というのは前文に書いてしまってはどうでしょうか。その動物福祉とは具体的に何かということになるわけですが、動物福祉の定義と動物福祉の内容は違うわけです。今、園長がおっしゃったのは、内容が第2章で、定義が第1章でという話でしたが、日本語でわかりやすく定義できるでしょうか。

結局は、水をあげたり、生息環境を整えたり、そういうことをやるのが動物福祉ですとなると、内容をもう一度しゃべらないと一般の人には伝わらないわけですね。でも、定義と内容を切り分け、定義だけを抽象化するとわかりづらくなってしまいますので、いわゆる動物福祉に配慮することだけを前文に書いておき、その動物福祉の中身は何かというと、第2章に書いてあるというふうに書き分けたほうがわかりやすいかなという気がしました。

というのは、動物愛護法の中では「愛護」を定義していません。他方、「愛護」の中身は、第7条などで具体化しています。それこそ、「飼育」についても定義されていないのです。ですから、“いわゆる●●”というふうに、ぼやかしておいたほうが良いような気がしました。あくまでも一意見ですが。

○伊勢副議長 実は、JAZAでもアニマルウェルフェアをどう表現するかは議論が議論を呼びまして、「動物の福祉」と「の」と入れると、弱者に手を差し伸べてあげなければならないよねという感情に行ってしまうのです。ですから、「の」は入れない表現としたほうが良いとなったのです。

でも、動物福祉とは何かを日本人が問答したとき、なかなかうまいものが出てこず、結局、それぞれの種の特性に合わせた状態をつくってあげることしか落ちつく点がなかったのです。

そこで、動物福祉に配慮した考え方やチェックの仕方、科学的にチェックする方法は何かということをイギリスの団体に教えてもらいました。JAZAの動物福祉ワークショップの資料に文言の定義があって、10行ぐらいなのですが、これを言わないとわからないのです、また、これを読んでもよくわからないのです。

ですから、一言で言うと、その動物に合わせた特性に配慮し、感情に流されず、どのようにその動物の飼育状態を適正に保つのかということが福祉なのだということなわけですが、これは説明できそうでできないものです。

それで、最近、我々もアニマルウェルフェアと言ってしまったほうが良いのではないかという話をしているのですが、その言葉自体もよくわからないので、結局、一般の方に説明するときに福祉という言葉を使ってしまうのです。そうすると、動物の福祉に戻ってしまい、何かをしてあげなければというふうになってしまいますし、人間の感情は愛護なので、愛護と福祉は違いますが、何だかよくわからないという繰り返しになってしまうのです。

そこでですが、今、諸坂委員がおっしゃったように定義しないほうが良いかもしれませんし、前文の概論でもってこうやって福祉に配慮してやりますと言って、その福祉というのは動物それぞれに合わせていかなければならないことくらいにしておいて、その中身はほかのところで規定したほうが良いのかなと思います。

実は、日本動物園水族館協会でも倫理福祉規定というものがあり、その中で動物福祉について

どうやってやっていくかを規定づけているのですが、言葉は物すごく選びました。その当時は、「動物福祉」なのか、「動物の福祉」なのか、「アニマルウェルフェア」の三つに一つで、「動物の福祉」と「の」を入れることはないねということで、「動物福祉」が日本人には一番合っているのかもということで規定したのですが、今となってはまた変えなければいけないかもしれないなと思っています。

○小菅委員 自分としては動物福祉とはよい状態を保つことだと思っていたのですが、今回、これを見て、そうではないと言われ、多少、自分の頭の中で混乱しながら納得させていたところがあります。でも、今の議論を聞いていると、向上させるにしても何にしても動物園で語る動物福祉というのは、先ほどもありましたが、例えば、キリンがキリンらしい状態にいること、ライオンがライオンらしい状態にいることで、それを目指すためにあれをしましよ、これをしましよといういろいろなアプローチの仕方が書かれているということだと思うのですね。

ですから、原点に戻って、動物福祉については、OIEのものを抜きに、素直に、僕らの昔の感覚で言うと、カバはカバらしく、キリンはキリンらしくというところについてしまうのですね。今みたいなことは規定できないのでしょうかけれども、それではだめなのでしょうか。

○遠井委員 JAZAの動物福祉ワークショップの資料に福祉というのはそういう価値中立的に定義されていますよね。

皆さんのお話を聞きながら思ったのですが、動物愛護と動物福祉の違いです。

愛護については、法律には定義がないのですが、基本的な考え方のところでは長々と書かれているのです。これを見ると、動物の習性を踏まえた取り扱いに尽きるものではないのだとあって、そこから先は、命を犠牲にしなければ生きていけないとか、感謝の気持ちとか、主観的なことが書いてあって、ここが福祉と違うなと感じた点です。

福祉の場合、倫理的背景があることを踏まえ、客観的なプロトコルに落とし込んでいけるものだと思うのです。ですから、飼養基準として、こういうことをやりますという話をするために福祉という概念を出しているのであって、そのためには、ここで良い悪いの価値評価抜きの状態を定義して、それをある一定水準に達するための手順がいろいろとありますという説明だから、こういう書き方になっているのではないかなと思いました。

もう一つ、非常に複雑な、ある意味、科学的に正確な書き方をしようとしているがゆえに、一般的な常識では理解しづらい定義になっていると思っています。

例えば、諸坂委員がご指摘のように、条文には定義を置かず、福祉を達成するためにこういうことをやると原則や責務に入れて、前文でWAZAではこう言っていることに留意し、と言及するという方法があるかと思います。また、条例の下位規範として「基本的な考え方」や「基本方針」をつくるのであれば、その中で丁寧に説明するという方法もあるのではないかなと思いました。

ですから、まず、誰でも理解できるものにするのが一つですが、もう一つは、具体的な飼養基準に落とし込めることも大事だと思います。そこで、客観的な基準に落とし込めるような尺度として動物福祉を入れていきますということは入れておかないといけないのではないかなと思いました。

○金子議長 事務局のまとめのところにも書いてありますが、なかなか決定できる要素がなければ、日本動物園水族館協会の動き等を注視しつつ、条例提出前に最終決定する方向ということですね。

ただ、今の皆さんのご意見を聞きますと、雰囲気的には似たような方向に行っていたのではないかと思いますので、事務局にまとめていただいて、次回にとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 今、小菅委員がおっしゃったように、カバはカバラしく、キリンはキリンらしくという姿を実現することが福祉でして、これは前文できちんと書けるかと思います。まさに、そういう例示というか、文学的なのというか、そういう表現は前文では自由に書けるかと思います。

ただ、第何条第何項でカバはカバラしくとは書けないのです。そこで、どういうイメージかというのは前文を見てもらえれば、ブレずに理解できるようにしておいて、あえて定義規定とはせず、どうすればカバはカバラしく展示できるかを、こうしろああしろと具体的に箇条書きにすれば十分かなと思います。そして、それを実現するにはどうすればいいのかについては、条例の下にガイドラインなどをつくって、そこで飼育基準みたいなものをつくればバッチリかなと思います。

○金子議長 ほかにございませんか。

○佐藤委員 定義しなくて済むならそれでいいです。

何をしなければいけないのか、どうしたらいいのかという具体的なことについては科学的にか専門性を持ってとか幾らでも出てくるけれども、それらをまとめて動物福祉とは何ですかと聞かれると、頭を抱え、言葉に詰まるので、諸坂委員のおっしゃった案がすごくいいように思います。

○金子議長 ありがとうございます。

では、そういう方向で行きたいと思います。

次に、「条例に盛り込む項目について」に入ります。

前回の会議で挙げられた意見を確認し、その上で意見交換をしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 資料1の最後の4ページをごらんください。

前回、いろいろな話の中で目指すべき方向性についてご意見をいただきましたが、それをここに集約しております。

事務局としては、第1章、第2章では総則、また、市内全体の対象となる施設について書き、第3章では円山動物園についての項目をつくりたいということをお話ししました。また、これをやっていないから条例違反とするのではなく、ここに書いてあることをやっている施設は条例の対象にするという考えのもと、対象になる施設はこれに基づいた運営をしなければならないという制度設計にしたいという話をさせていただきました。

ご意見については割愛させていただき、まとめに移ります。

まず、適用範囲は札幌市内を基本に検討したいと思っております。第1章、第2章で全体にかかわる内容を、第3章で円山動物園独自の内容を規定したいと思っております。適用対象施設は、

条例の定義に当てはまる市内の動物園・水族館とするということです。

なお、罰則規定を設けるのは難しいため、設けない方向で考えています。

また、条例の対象となる動物園・水族館が基準を満たしているかを検査し、市民動物園会議などに報告するなど、市民が監視監督できる規定を設ける方向で制度設計してはどうかと考えておりまして、その方向で検討していきたいと思っております。

市民が監視監督できる規定を検討する上では、種の保存法の認定動植物園等の制度が一つの参考になるかなと考えておりまして、動物園条例に合わせた内容に明確化していく方向を軸に検討したいと思っております。

そして、総則には原則規定を入れたいと思っております。

また、学術研究や保全の視点を取り入れるとともに、不適切な動物飼育施設に対する発意表明権の規定についてはその可能性を検討していきたいというふうに考えております。しかし、先ほど来、なかなか難しい課題があるのではないかとというご意見をいただきました。そこで、下の市の課題のところですが、市役所内にそうした調査組織や判断基準を設けることを考える必要があるということを書かせていただいております。

最後に、条例制定に当たっては、動物ファーストの政策を進めることが市民の利益になるという説明を内外にしていく必要性についてご発言をいただいておりますので、こういう説明が必要だという認識で検討を進めていきたいと思っております。

これらいただいた意見を踏まえまして、つくったたたき台が資料3でして、先ほどから何度か話が出ていましたが、こちらになります。

前文があり、第1章の総則の中には、この条例の目的、そして、用語の定義があり、右側に書きましたが、基本原則に加え、市、市民、事業者の責務があります。この事業者とは、市内の動物園・水族館のことではなく、いわゆる民間企業、団体を指しております。

このようにそれぞれの責務を書くことでこの条例の目的の達成に向けて札幌市全体で取り組んでいくという姿勢を示したいと思っております。

次に、第2章の動物園・水族館では、動物園・水族館がやるべき取り組みを書きたいと思っております。生物多様性の保全、教育・環境教育、調査・研究、レクリエーションに取り組んでいきますという内容となります。そして、動物福祉への配慮に必要なことも書き込みます。

それから、きょうの議論の中でもありましたが、国内外の動物園・水族館、関係機関と連携し、繁殖、種の保存に取り組んでいかなければならないということがありますし、それ以外にも連携しなければいけないということがありますので、連携するというところについても書くべきだと考えております。

また、動物園・水族館の取り組みとして、どういうことをしたかですが、条例で言う動物園・水族館はホームページや対外的に情報がとれる場所に公表するというところを取り組みの一つとしたいと考えております。

そして、発意表明権についてですが、もし入れるとすれば、市民から指摘された施設について、適合、不適合を判断し、表明するというようなことをここに書かせていただきましたが、きょうもいろいろなご意見をいただいたとおり、制度設計がうまくいくか、また、今回の条例制定に合

わせて入れていけるかという点と難しいと感じておりますが、今後も議論してまいりたいと思っております。

次に、第3章の円山動物園には、まず、運営の基本方針、実施計画を策定することを入れます。これに基づき、ビジョン2050があり、それに伴う実施計画をつくっているということで、その根拠条例となります。

また、実施事業についてですが、円山動物園が生物多様性の保全のため、教育のために何をすのかを書き、動物福祉の向上のためにどんな取り組みをするのかを書きます。

例えば、ことし、「動物福祉の日」を設定いたしました。これについてもこの条文に落とし込んだらいいのではないかと考えておりますし、動物の福祉基準や評価する仕組みをつくることもここに書くことになるのではないかと想定しております。

そして、職員の配置と責務ということで、園長以下、いろいろな職種の者が動物園内におりますけれども、それぞれの役割、責務をここで明確にする必要があるということで書いております。

また、人材育成についても書く必要があると考えております。以上となります。

これはたたき台ですので、これについていろいろなご意見をいただければと思います。

○金子議長 4ページ物のペーパー、それから、資料3として出していただきました素案の二つがありますが、まず、4ページ物のペーパーからご議論いただき、それから条例案についてご議論いただき、最後に合わせてご議論いただくことにしたいと思います。

それでは、4ページ物の検討委員・事務局の主な意見、まとめ、市の課題についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○異委員 まとめの一番最後の市民の動物ファーストの政策を進めることが市民の利益になるという説明をしていくというところについてです。

条例を制定するに当たっても、制定することで市民に一体どんな利益があるのか、一般市民とは隔たりがあるのではないかと考えるのです。皆さんは動物にかかわりのある方ですので、当然のように感じるかもしれませんが、札幌市には動物園に全く足を運ばない市民や動物福祉の前に自分の福祉だろうと思っている方もいらっしゃる。そういう方たちに向けてもアピールしていかなければならないわけです。せっかくなので、みんなが誇ってもらえるような条例にしてもらいたいと思うのですが、この説明がどんなふうに見えるのか、心配なところがあります。

何が利益になるのかをどうやったら伝えられるのだろうとと思っているので、もし考えている具体的なことがあれば、教えてください。

○遠井委員 私も動物の専門家ではありませんが、この間、テレビでウィーンのシェーンブルン動物園のドキュメンタリーがありました。あれを観て、質の高い動物園があるということは、その町の文化水準が高く、市民にとってもほかから訪れる人にとっても良いところだと言えないのではないかと素人なりに感じました。

よい動物園があるというのは、よい美術館やよいコンサートホールがあるのと同じで、その自治体に一定の文化水準があり、住み心地がよかったり、魅力的だったり、ということが言えるのだろうという気がします。

もう一つ、利益といっても、もうかるという話ではなく、もう少し精神的な充足ができるという説明があるのではないかと思います。

○福井委員 動物園の存在が示すことは、今の文化水準や学術レベル、平和の象徴などが一つとしてあると思うのですが、自分が一番大事だと思っているのは、条例の骨子にもあるように、生物多様性の保全が公益性だということで、そこをどううまく説明するかだと思います。

先ほど述べた“ワンヘルス”という考え方で、人と動物と環境にそれぞれ健全性があり、一体となり、調和を図ってこそ生態系が健全であるわけですし、空気や酸素、水、肉、植物、あるいは、文化的な活動など生物多様性の保全から得られる生態系サービスにフィットしていくのです。そのため、動物園が生物多様性の保全を志していくことの一つのアプローチとして、種の保存、域外保全、地球のいろいろな動物たちがこういう現状にあるということを伝えたり、彼らを保全していかなければならないわけで、それは生物多様性の保全を進めるべき動物園としての目標であるということをやうまく説明すれば、動物園がなければならぬことやワンヘルスが大事だということがわかるのではないかなと思います。

ですから、“ワンヘルス”というものがキーワードだと思っています。

○佐藤委員 私もそこは気になっていました。自分で自分を説得するべく、いろいろと考えていたのですが、図書館のないまちに住みたいかと言われたらそれは嫌で、ぜひあってほしいです。また、今のところ、札幌市にはまともな博物館がないのですが、博物館もあってほしいです。それに、美術館に行くのは好きで、きょうの午前中も行ってきました。

こう考えたら、動物園もそれと同じで、知の殿堂であり、美の殿堂であり、人が精神的に豊かになるためのすごく大事な施設だろうなと思います。そこが汚かったり、狭苦しいところに毛の抜けた鳥がいたり、小さいおりの中で熊がぐるぐると回っていたりしても全然楽しくないのです。

そこで、今のホッキョクグマの施設やゾウの施設で本当に生き生きした動物の姿を見て、でも、この子たちがいなくなりかけているのだよと言われたときにどきっとする、そういう学びの場であるという素朴なところでわかってもらえるのではないかなという気がしました。

○諸坂委員 ドイツでは、「人」を意味する言葉が2つあって、ひとつはメンシェン/Menschen、もうひとつはペルゾーン/Personです。メンシェンというのは、群衆みたいに、個々の顔が見えない「人」を指します。それは、お二人の委員がおっしゃったような文化都市やワンヘルスという人々のためになるという漠然とした概念としての「人」です。もうひとつのペルゾーンは、個々個別の誰誰さんという風に特定の人物、顔のある一人一人を指します。そのパーソナリティーの部分での動物園の機能に「教育」があるのです。この子の情操教育のため、このおじいちゃんやおばあちゃんのための生きがいや生涯教育という観点から教育が入ってくるのです。

条文上は分けませんが、文化都市として、あるいは、ワンヘルス、種の保存をやっている自治体、そういう誇らしい自治体なのだということを市民に知ってもらうことは市としても利益になるし、市民としても誇らしいと思うのです。

また、こういう動物園のあるところに住んでいる子どもたちは、すぐそばに教育を受けられる、生きた命に触れられるという意味での教育の場があるということがあると思うのです。

このふたつをきちんと切り分け、そんなに難しくなく書けるかなと思います。それが動物ファ

ファーストの政策を進める札幌市が市民に提供するサービスであり、また、市民は享受できる利益を持っているということできちんと説明できると思います。

○遠井委員 これはご専門の方に確認したいのですが、そもそも、こういう条例をつくったり、種の保存法の改正の出発点としては、海外の動物園では非常に高い動物福祉の水準を求められるので、繁殖のための個体の譲り受けをしたくても拒絶されるということがあって、そうすると、動物園の存続自体が危うくなるということが書かれていました。

それがかなり切迫した問題であると考えれば、動物ファーストを進めるということは、動物園の存続にとっても不可欠だということで、実際的な問題なのだということも説明として入れられるのではないかと思います。

ただ、そういう脅しをかけるような言い方で良いかは、ご専門の方のご意見をお伺いできればと思います。

○小菅委員 今おっしゃるとおりで、特に海外の動物を飼育している動物園を考えると、そこは絶対に切り離せないのです。それは、海外の域外保全施設、さらには、域内保全をやっている地域との関連をきちんと築いていかなければ、22世紀の動物園は絶対に存在しないと思っているのです。

札幌市は国際都市ですから、そういうことをきちんとやっている都市という意味からも絶対に必要なことだと思いますので、今、遠井委員が言ったことはとても重要だと私も思います。

○黒鳥委員 大体同じですが、これから先を考えたら、自分たちのところの動物だけを守っているようではだめで、これから何ができるかで、それは域外保全や域内保全もそうですが、ほかに、今出てこなかったのは、現地にいる動物にどれだけサポートできるかです。

というのは、欧米でもかなりの動物園が積極的に自国の飼育下の動物以外のために職員を出したり、技術な協力や援助をしたりして、野生種にも一生懸命力を入れているのですね。これからはそういうことも求められてくるのです。また、教育の面では、札幌市だからこそやってもらいたいものもあります。

特に、教育についての評価です。施設が幾ら立派でも、おかしなことをやっていればその動物園の評価は下がりますので、今は教育が非常に大切なのです。そういったことも含め、域内保全や域外保全をどんどん進めていくことが必要になってくるかと思います。

○伊勢副議長 皆さんのお話を聞いていて、一言言いたいなという気持ちになったのですが、生物多様性といって生き物の多様性を維持しようとするということは、結局、地球環境保全なのです。地球温暖化もそうですが、地球環境の劣化スピードをどうやって遅くしていくかなのです。遠い未来には間違いなく滅亡していきませんが、次の代、その次の代、その次の代の子どもたちが安心して暮らしていくためには劣化スピードを遅らせることが非常に重要で、そのとっつきやすく、わかりやすいのが動物だと思うのです。

つまり、地球全体の保全を理解する国際都市・札幌の円山動物園の位置づけが市民にとってこれだけ高くなるということは、札幌市民にとっても地球環境を知る一つのきっかけになるので、非常に有益ですよということにつながるのではないかと思います。

私はどこかで話をするとき、動物園・水族館の展示動物は、あくまでここで生まれ育ったもの

なので、言葉は悪いですが、外界を知らない家畜化された野生動物なのです。しかし、彼らの姿を見ると、その瞬間に生息環境に対しての窓が開くのです。ホッキョクグマを見ると北極をイメージできますし、ペンギンを見ると南極周辺をイメージできるのですね。このように世界の生息環境の窓がどれだけ開けるかは環境に対しての気づきが起きるのかということで、そこが市民の皆さんにとっての利益ではないかなと思います。

○福井委員 それに近いニュアンスは既に入っていると思うのですが、今まで出てきていない言葉として今後重要になってくるキーワードがあって、それがセンス・オブ・ワンダーです。

レイチェル・カーソンさんは、自然に身を投じることで気づきや発見があり、考えて、学んで、行動に移されていくから、まずは気づくことが大事だと言っています。動物園も同じで、そこに言葉は要らず、動物を前にしたときのおいや声、あるいは、雰囲気などの感覚をかき立てる、五感を刺激することが大きな特徴だと言われているので、気づくという意味のセンス・オブ・ワンダーという言葉も入れたほうがいいかなと思います。

あとは、飼育技術者や獣医師やボランティアスタッフがインタープリテーションして、動物の言葉を代弁するということです。つなぐというのは、テクニカルなことなので、その次のことだと思うのですが、何よりも感じるものが動物園では大事なのではないかなと思いました。

言葉にはしにくいかもしれませんが、それが市民の公益性というか、何より、そこでしか味わえないものなのだろうと思いました。

○金子議長 異委員、どうですか。

○異委員 今のたくさんの方の意見をまとめていただいて、ぜひ市民にいっぱい発信できればいいかなと思います。

○諸坂委員 ものすごく高次元な議論をしているのですが、それを条例に書いてしまって札幌市としては大丈夫でしょうか。どんどんバージョンアップされているような、すごいことになってきたと思っていますが。

○事務局（加藤円山動物園長） 残念ながら動物園や水族館は、我々行政の自治体の事務としては、言葉を選ばずに言うと、あってもなくてもいいものなのです。それでは、何で札幌市が動物園をつくり、運営して、ゾウに30億円をかけているかを動物園側としてしっかり考えなくてはいけないのです。

動物園や水族館の役割は、皆さんが議論されたような中身であって、大きく言えば、地球環境の問題として、このままいくと我々人間が受けている生態系サービスが受けられなくわけです。動物が少なくなる、死んでいく、絶滅するではなく、あれは本質的には人間の問題なのです。それを生きた動物を通じて伝えられるのは動物園や水族館しかないわけですし、役割のハードルが高くなっていくのは必然で、それはそれでいいのかなと思っています。

○金子議長 それでは、案の盛り込む項目の素案の第1章から第3章までについて議論をいただきたいと思います。

○遠井委員 一つだけ、高い理念を掲げることが必要か、有益かについてです。

大学も、大学の自治という理念がいろいろなところで脅かされていて、経営側がいろいろな意向を言うてくることがあります。今、お金が非常にかかるとおっしゃいましたけれども、今後、

市の財政が逼迫してくると、真っ先に動物園が削られる可能性もあるのですが、そのときに抵抗できるのは、高尚な理念だと思うのです。

少なくとも、これは譲れないというものがないと、ここも削れ、あそこも削れ、お金がかかるから、となってしまうと、私たち大学がまさにその状態にあるのですが、そのときに、大学教育とは何か、などと、やや抽象的な議論がないと、盾とはならないのです。

そう考えますと、動物園の理念をきちんと整理して、これは譲れないと書くことは、今は比較的ポジティブな感じで、みんなも支援してくれて、動物園は頑張ろうとなっていますが、今後、どうなっていくかはわからないわけで、そのときの防波堤になるのではないかと思います。そういう意味からも、高い理念を書いておく必要があるのではないかと思います。

○金子議長 よろしくお願ひします。

○事務局（加藤円山動物園長） つまり、お金がない中で動物園の予算をそんなに削らないでくれよと市民に言ってもらえるようになればいいわけで、条例でどういう理念を掲げるかはありますし、ふだん我々がどういう努力をしていくかもあるのかなと思います。

○金子議長 それでは、時間があと15分ぐらいですが、素案の章立てについてご議論いただきたいと思います。

○諸坂委員 たたき台案について、追加すべき項目についてお話しします。

まず、用語の定義のところです。

今、幾つか動物や動物園がありますが、ショーです。我々が考えている動物園が決別すべき動物園のショーの定義です。

それから、域外保全、域内保全の定義です。JAZAで議論していて、何をもって域外保全とするか、あるいは、域内保全といっても学者によって色々と考え方があるようです。今はそこまで議論していませんけれども、学説上の論争に巻き込まれないためにも条例上ではこれを域外保全というというものが要だと思ひます。

そして、累代飼育の定義です。休み時間のときに伊勢副議長とお話ししていたのですが、円山動物園が海外の研究チームのネットワークなどに参画して、円山動物園も域外保全、域内保全に十全の協力を果たしている場合、たとえ円山動物園の中で累代飼育ができていなくても、それは十分に域外保全、域内保全を達成していると宣言していいわけですね。つまり、累代飼育というのは、別に園内だけで繁殖がなされていなくても、国内の幾つかの園館で協力体制やネットワークを組み、それでコンスタントに繁殖が成功できれば一つの実績になるというようなことを書き込まなければいけないと思ひます。

次に、第2章の発意表明権についてです。

きょう、発意表明権は無理かなということで意見がまとまってきましたが、一つ、突破口ではありませんが、妥協案としてあり得るのは、質問にもなるのですが、市民動物園会議の根拠規定は何でしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 札幌市の附属機関条例ですね。

○諸坂委員 例へば、その附属機関条例から市民動物園会議を抜いて、動物園条例に設置根拠を置いてしまつて、この動物園会議の中で委員の方々からあの施設はいかなものかという発言が

出たとき、その議事録は公開されますよね。そうすると、円山動物園や環境局で調査権が及ばなくても、この会議でこういう意見が出たということは市として公表できるわけです。そうすると、事実上、何とかという施設はダメだと札幌市が言っているのと同じになるわけです。

ですから、市民動物園会議をうまく活用し、ある種の通報制度的に使えば、調査権がなくても公表はできます。やるかやらないはともかく、また、市民動物園会議を附属機関条例から抜くかどうかは別ですが、それはあるかなと思います。

少なくとも、動物園条例をつくっているのだから、市内の動物園に対して何らかのステートメントが出せるぐらいにしておくと言った市民動物園会議は有効活用する可能性はあります。

また、第3章でつけ加えていただきたいのは、実施事業の中の具体的な中身として、「教育」と「環境教育」をきちんと切り分けて書くことです。種の保存や生物多様性に連動していくような「環境教育」と子どもたちの情操教育にシフトしている「教育」をきちんと切り分けて実施事業を書いておかないと、触れ合い動物園は種の保存と関係ないのではないかみたいな横やりが入ってくる可能性があるのです。

もちろん、両方とも動物福祉はカバーされて、触れ合い動物園でも動物福祉は考えなければいけないですし、種の保存をする前提としても動物福祉は考えなければならないのですが、教育と環境教育を分けるということです。

それから、「事故防止マニュアルを制定せよ」、そして「事故対策マニュアルを制定せよ」という規定を条例で書いておき、条例の下部規範として、ガイドライン等で事故防止マニュアルと事故対策マニュアル、つまり、事故を極力起こさないためのマニュアルと事故が起きてしまったときの連絡系統も含めた対策マニュアルをつくるということです。そしてさらに追加して、条例の中で当該マニュアルは、2～3年毎に定期的に評価、改定しろということも条例に書き込んでおくとパーフェクトかなと思います。

また、決意表明的なものでしょうけれども、動物の導入等について、宣言というか、決意表明をすべきかと思っております。例えば、ことしはカワウソがブームになりましたが、動物園が余ったカワウソをペットショップに売っているという事態も起きているのです。このような動物虐待に加担するような動物園は動物園として如何なものかと思うのです。確かに、繁殖し、ふえたから、余剰個体で要らないから、また、売ってはいけない法はないので、売りましたということだと思のですが、現行の法では違反していませんけれども、動物虐待をするような者に対して、ある種、共犯とまでは言わないまでも、幫助しているような動物園は本来的に存在してはいけません。片方では、種の保存や環境教育と言っておきながら、余った動物は金になるから売ってしまっているというのは筋論として通らないと思うのです。そこで、動物の入手、譲渡、転売、処分について、円山動物園ではこうしますというような一文が欲しいですね。

それから、「福祉」と「医学」は、分けなければいけないのではないかということについてです。というのは、人間も「福祉」と「医療」は違います。医療の中には、栄養学から、臨床もあれば、内科的なものもありますので、「福祉」と「医療」を条文に書き分けなければいけないかなと思っております。

もう一つ、感染症のマニュアルについてです。これは、動物園が被害者になる場合もあるし、

加害者になる場合もあるのです。動物園で鳥インフルエンザか何かが発生したとき、人の生命・身体、生活を守るために、所詮、動物よりもやはり人間のほうが死守すべき存在なので、動物園を閉鎖しろ、あるいは、その動物を殺処分しろという話にもなりかねません。ですから、感染症マニュアルについて、先の事故マニュアルのように、「事前」と「事後」の対応を条文化し、具体的には感染症ガイドラインみたいなものをつくるべきかなと思います。

環境省では何年か前に動物園動物に関する感染症マニュアルをつくっています。でも、あれは私のような素人目から見ても雑駁な気がするのです。動物園のマネジメントにおいてどういうことに注意しなければいけないかということに踏む込んだ現場視点のマニュアルを作らなければならぬのかなと思います。

ですから、事故と感染症に関する事前、事後のマニュアルをつくれという条文、そしてそれらは定期的に評価し、改定しろという条文が必要かと考えます。そのあたりはご議論いただいて、もし可能であれば入れたほうがいいかなと思います。

○金子議長 いろいろな項目について貴重なご意見をいただいたのですが、きょうは時間が余りありませんので、きょうはこういうものを入れたほうがいいのか、あるいは、ここは場所を変えたほうがいいのかということについて皆さんからご意見をいただいて、次回までに取りまとめたいと思います。

もし諸坂委員からお話があったことはどうなのでしょうというご意見があれば、それも含めてお話をいただければと思います。

○遠井委員 今のことについては、環境省の動物愛護管理局の鳥インフルエンザ対応指針ですよ。私には雑駁かどうかはわかりませんが、対応マニュアルの整備や連絡網の整備、あるいは、通常時の監視等、およそ考えられることは網羅されているような気がするのです。ただ、これは鳥インフルエンザについてだけなので、そのほかの感染症については書いておりません。そういう意味では、上乘せして書くこともあり得るかと思います。

ただ、今おっしゃったような事故防止マニュアルや感染症対策は、現行法令の中にも指針があるので、それを洗い出した上でさらに強化するなどの整理をしたほうがいいのかと思いました。

もう一つ、動物園内での飼養だけではなく、入手や譲渡も含めた、サプライチェーンと言っているかはわかりませんが、そこもコントロールしましょうということについてはもちろん賛成ですが、そのときに移送もぜひ入れていただきたいです。

最初に申しあげましたように、航空に関してはIATA、それ以外についてはCITESの中にガイドラインができています。少なくとも、対象となる希少種に関しては、それに沿った取り扱いを求められますので、移送については、それに従う、あるいは、それを踏まえたという文言を入れたほうが良いかと思います。

もう一つ、原則を入れたほうが良いのではないかと考えたので、入れてくださったのですが、第1章、第2章、第3章の構成がまだよくわかっておりません。例えば、第2章では一般的な話をしていて、動物の福祉への配慮とありますね。先ほどの話で言うと、動物福祉的な原則に関しては第2章の配慮のところに入れてしまい、総則として、原則はこうですというのとは違う形で構成し直したほうが良いのではないかと思いました。

また、第2章と第3章の関係です。第3章は、円山動物園に関してで、具体的な飼養基準やさまざまな対応マニュアルの根拠となるもの、それから、基準を守らせるための措置として、先ほどの文章で言うと、種の保存法改正の認定動物園制度をある程度参照するということでしたので、記録の保持、定期的報告、それから、改定も含めた評価という監視スキームをつくることは入れる必要があつて、第2章とは違ってくると思うのですが、それでは、第2章は何を言うのかがよくわからなくなってくるのです。

そこで、第1章は定義や目的、一般的責務、第2章では、基本原則も含めた生物多様性の保全を目的とする、動物福祉としては具体的にこういう動物のニーズを踏まえたものにしていきましょうというものをに入れて、第3章には、具体的基準にプラスして監視スキーム、あるいは、評価スキーム、報告について、入れてもいいのかなと思いました。

ただ、そうすると、生物多様性保全の教育、調査・研究の実施結果の公表は、第2章でいいのか、それとも、第3章にしたほうがいいのかということが出てきます。円山動物園以外にもこの点を求めるのであれば第2章でなければいけないのか、ということで、第2章と第3章の関係が曖昧なので、何とも判断しづらいなという印象です。

私のイメージでは、第1章で言葉の定義や目的を言い、それを実現するための具体的な方法として第2章に総則的なものをに入れて、第3章では円山動物園の具体的基準にプラスして監視スキームみたいな感じかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 事務局の想像している中身としては、第2章は札幌市内にある動物園・水族館全体にかかわることで、第3章は円山動物園だけにかかわるもので、第2章よりハードルを一段高くしています。

ですから、第1章では、総則として、全体像を描き、第2章では、円山動物園とサンピアザ水族館、あるいは、これから動物園や水族館をつくられれば、これを守らなければならない、それを具体化して、もう少しハードルを上げたものが第3章という構成だということです。

○諸坂委員 加藤園長と同じですが、第1章は、動物園を市がどういうふうに捉えているか、動物園というものを外から見たイメージを示し、第2章は、動物園としての最低の基準は市としてはこれですと示し、第3章は、円山動物園はそれ以上ということで、円山基準を示しているということで、この3部構成でいいのかなと思うのです。

ただ、遠井委員がおっしゃった基本原則についてです。今は第1章に書いてありますけれども、第2章に移してもいいかもしれないかなと思います。市の責務、市民の責務、事業者の責務、そして、この条例の目的規定、定義規定で、これらを総則規定と言って、そこに基本原則を書くのですが、基本原則は第2章に入れてもいいのかなと思いましたが、でも、これは最後の段階で調整すればよいのかもしれない。

○金子議長 ご意見を伺う前に諮りたいと思いますが、延長することは大丈夫ですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、ご意見をお願いいたします。

○遠井委員 原則とは何の原則かです。

冒頭から何度も出ているように、今回の条例は、生物多様性の保全という目標とそのための方針である動物福祉の両方を盛り込むという点でこれまでに法令になかったものをつくろうとしているわけですね。では、その原則というのは、生物多様性の保全と動物福祉を統合的に見ますということなら第1章の総則でもよいと思うのです。

ところが、規制基準となっていくのは動物福祉基準です。そうすると、それに関する原則的な考え方が第2章だと思うのです。

ですから、基本原則については、これから議論される中で何を入れるのかによって、第1章か第2章か、場所が変わるのではないかと思います。

ただ、生物多様性の保全を究極目的とするということ自体は目的規定に入れるわけで、生物多様性の保全を目的とするということは改めて基本原則で言う必要がないので、入れるとするなら、生物多様性の保全と動物福祉は車の両輪ですというふうにすれば、総則としての意味が出てくるかと思います。

そして、動物福祉の原則的な考え方は、第2章に入れ、具体的な基準は第3章で、としたほうがすっきりするように思いました。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○黒鳥委員 私は、動物の現場からですが、福祉で入れてもらいたいことが幾つかあります。それは後の話になるかもしれませんが、ここで言うておきます。

今問題になっていますのは、動物だと人工保育についてです。今、欧米ではかなり厳しくなっていて、その個体すらつくりたくない、処分するという方向に行っております。また、雑種は絶対につくりたくないという方向もあります。それから、親子分離です。業者のほうではコンパニオンアニマルでも早期に離すことは厳しくなっていますけれども、例えば、類人猿あたりだと、オランウータンは、母親と七、八年ぐらいいるのですが、二、三年ですぐ離してしまうこともおかしな話だとなっていて、そういった時期は親と一緒にいさせてあげるようになっています。

重立ったことは申し上げましたが、新人教育は園によっては細かいものがあります。細かいことでしたが、言うておきます。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○福井委員 諸坂委員のおっしゃっていた動物福祉と医療の分離、また、事故防止、感染症に関しては、資料2のアニマルウェルフェアの定義を見ていただくと、「animal welfare requires disease prevention」とあり、続いて、「humane slaughter or killing」とつながっていくのですが、結局、アニマルウェルフェア、動物福祉が根本にあって、それを実現する手段としての動物飼育や獣医療なので、獣医療も動物福祉の一つのアプローチに入ってくるのかなと思います。

動物福祉が規定され、それに連なる形で、項目を分けてもいいと思うのですが、先ほどの事故防止や感染症について、あるいは、動物が脱走したときの事故は安全衛生なのかなと思います。

医療は、栄養や動物飼育、獣医療ということで、福祉を高い水準に保つための手段として出てくるものかなと思います。

ただ、細かなことは次回持ち越しの議論ですね。

○諸坂委員 僕の発想にある事故防止については、動物に対する事故防止もそうですが、飼育員

の死亡事故や来園者の安全といった意味も入ってきます。毎年、いろいろな園館で飼育員が亡くなっていらっしゃるのです。でも、それは労働環境としてはあってはならないのです。もちろん、動物ファーストですが、飼育員や来園者の安全がちゃんと担保されていないと、どんなに崇高なことをやろうとしても本末転倒な気がします。従って私の考えは、福井委員がおっしゃった概念より少し広義に捉えています。

○福井委員 きょうついている資料を見ますと、飼育管理と福祉を8ページで言っていて、その後各論的な感じで栄養と来て、飼育環境と来て、移送や移動があり、医療となっています。私も動物の脱走事故も人的な事故も含め、事故防止は安全衛生の中に入ると思います。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○遠井委員 エンリッチメントは定義事項に入れなくてもよいですか。なかなかなじみはないですが、必ず出てきますよね。後の飼養基準に出てくるのであれば定義事項に入れたほうがいいのではないかと思います。

○金子議長 エンリッチメントについてはいかがですか。

事務局としてあえて入れなかったということはあるのですか。

○伊勢副議長 すごく細かいことで、概略的でいいのかもしれませんが、安楽死の基準や高齢個体に対しての配慮も項目として入れておいたほうがいいのではないかと思います。

○小菅委員 安楽死と高齢個体をどうするかということで書くのであれば、条例よりもっと下の福祉の最後の最後の最後のところかなと思います。

○O I Eでも明確に規定しているのだけれども、意思を示せる人間の安楽死ですらこれほど議論があって、なかなかまとまらない中、飼育動物の安楽死を条例に書いてしまうと、そのところに注目され、こんな状態はどうなのなど、具体的なことで議論になってしまうような気がするのです。

某動物園で立てなくなったゾウをプールに入れて、生かし続けて治療するというものがありました。私たち日本人としては、そこまでやってくれるのはありがたいけれども、諸外国から見たら動物虐待なわけです。そういう議論になってしまうのではないかというおそれがあるのです。

ですから、次の次の段階ぐらいで配慮するなど、そういうふうな感じかなと思いますし、全く別個に安楽死の基準はつくっておくべきだと思うのです。

○伊勢副議長 倫理審査委員会みたいところで諮るとかですね。

○小菅委員 それは僕もずっと思っています。ですから、基準はしっかりとつくっておくのです。それに、結局は園長が責任を持ってやらなければいけないのです。つまり、機関決定云々ではなく、園長がこれに基づいてやると決めなければいけない話で、そこは園長によっても変わるので、項目としてここでうたうのは得策ではないような気がしますが、どうでしょうか。

○諸坂委員 最初の事務局のペーパーの中の動物福祉の定義で動物が生活及び死亡する環境というふうに「死亡」と入っていて、ここにひっかかっていました。でも、先ほどは言わずに、カバはカバらしく、キリンはキリンらしくとぼやかしたほうがいいのではないかと考えていたのです。

安楽死の基準を別途つくりましょうというとき、その基準を適用する案件かどうかを決めなければならぬわけです。例えば、今日の前にいるカバは安楽死の基準を発動させるかどうかの判

断基準が必要なのです。安楽死はこうやっていきますということは一つあるのだけれども、このケースにおいてこの基準を適用させるかという判断基準が出てきますが、これは市長や園長によってぶれるのです。

そういった意味では、条例の中にもうひとつつけたほうがいい規定は第三者委員会の設置規定です。要するに、市民動物園会議とは別に、福井委員のようなお医者さんのほか、科学者などで構成する委員会を設置し、このカバは延命治療すべきなのか、それとも、楽にしてあげるべきなのか、今、伊勢副議長がおっしゃった倫理委員会のような機能も果たすようなものをつくっておけば、そこで科学的な意思決定をするわけで、議会からの横やりもさせないし、市民の感情論により議論がブレることも極力少なくなるように考えます。それは、結果的に市の責任を軽減させてあげることにもつながります。

というのは、そういうご意見があった際、市が窓口として受け取らなくなるからです。でも、これは第三者委員会の専門の先生が決めたことです、第三者委員会の意見を市は尊重しなければいけないと条例に書かれていますとしておくと、市の責任も軽減されるし、担当職員のストレスも軽減されます。また、科学的なエビデンスに基づいて一定の判断をして、このケースでは安楽死基準を適用し、殺すことに正当性が担保されます。

第三者委員会の設置の条文は、単なる諮問機関ではなく、参与機動的に、市を公的に拘束する意義を持たせておけば、感情論しか展開しない狂信的な方々からの指摘があっても十分説明していけるかなと思います。

○金子議長 非常に貴重なご意見をいただきましたが、どういうふうに進めるか、次のステップに行くためには次の機会に事務局からの案も含めて検討する必要があると思っております。

僕がいろいろとしゃべると終わらないだろうと思っておりますが、一つだけお話をさせていただきます。

諸坂委員が言われていた委員会や市民動物園会議は非常に重要だと私も思っています。普通の条例では審議会規定みたいのものがあって、市民動物園会議を動物園審議会にするのか、また、今言われました第三者委員会なども含め、何らかの外部機関の設置については書いたほうがいいかなと思います。

もう一つ、いろいろな調査研究の結果の公表についてですが、環境関係の条例だと、環境白書という形で出てくるのです。国でも北海道でも出しますが、年次報告を条例に位置づけ、動物園白書を出すと決めたほうがいいのではないかという気がしています。

また、長期計画についてです。基本方針としてビジョン2050を出しましたけれども、基本計画というか、年次実施計画をつくり、ちゃんとやっていきますという計画のローリングとモニタリングについては条例に書いておくと、絶対にやらなければいけなくなるので、首長がかわっても条例ですからということでできると思います。

つまり、予算の担保になるようなものをちゃんと位置づけておき、上がかわっても変えられないような仕掛けを条例の中に幾つも入れておく必要があるのではないかと思います。

それでは、本当に貴重なご意見、ご議論をありがとうございました。まとめとはなりませんでしたが、とりあえず第2回目は終わります。

第3回目以降も盛り上がることを期待し、事務局にお返しいたします。  
どうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

○事務局（神経営管理課長） 皆さん、お疲れさまでした。きょうも熱い議論をいただきました。

さて、次回の会議は、3月6日金曜日午後2時からです。内容は、きょうの会議を踏まえ、各項目の内容をまとめ、皆様方に条例の全体像を確認していただくこととなります。

きょうは、長時間にわたりご議論をありがとうございました。

本当にお疲れさまでした。

以 上